



番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要																																																																																																								
<p>指摘1</p>	<p><b>○登録団体のホームページアドレスの記載について (P36)</b>                  江東区は社会教育関係団体に登録している団体のうち希望する団体について、江東区のホームページ上で、団体名、加入条件、主な活動場所、主な活動日時その他、一言アピールや団体のホームページアドレス等を掲載している。このうち、団体のホームページアドレスが既に有効でなく、正しいホームページにアクセスできない状況になっている団体が52件（文化関係団体は7件）あった。区が発信する情報は利用者が無条件で信頼する傾向が高いため、常に正確な情報を掲載するよう努めなければならないものとする。よって登録事項や掲載事項に変更が生じた場合には遅滞なく変更手続きを行うよう登録団体に促し、掲載情報の信頼性を確保すべきである。</p> <table border="1" data-bbox="261 457 753 835"> <caption>(文化関係団体)</caption> <thead> <tr> <th>登録No</th> <th>団体名</th> <th>掲載されている URL</th> <th>状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7-7</td> <td>Chor Merryly (コーラルメリー)</td> <td>http://music.geocities.jp/chormerriyl/home/</td> <td>HPに到達せず</td> </tr> <tr> <td>8-9</td> <td>Pride of "BSTREAM" (プライドオブブレスチーム)</td> <td>https://www.facebook.com/KaetaMarchingbandBteam/</td> <td>HPに到達せず</td> </tr> <tr> <td>8-11</td> <td>大正琴愛好会</td> <td>http://www.26.tok2.com/home/genyoka/</td> <td>HPに到達せず</td> </tr> <tr> <td>9-8</td> <td>深川とっくり隊</td> <td>http://homepage3.nifty.com/tokkurian/</td> <td>HPに到達せず</td> </tr> <tr> <td>17-9</td> <td>家庭教育アシリティ協会</td> <td>https://katelasi.wixsite.com/koto</td> <td>HP到達するがHPとして検出されていない</td> </tr> <tr> <td>17-10</td> <td>のびるの会</td> <td>http://nobirunokaijmdofree.com/</td> <td>HPに到達せず</td> </tr> <tr> <td>24-9</td> <td>NPO 法人ネイチャー・オーダー江東</td> <td>http://nikoto.sakura.ne.jp/</td> <td>HPに到達せず</td> </tr> </tbody> </table>	登録No	団体名	掲載されている URL	状態	7-7	Chor Merryly (コーラルメリー)	http://music.geocities.jp/chormerriyl/home/	HPに到達せず	8-9	Pride of "BSTREAM" (プライドオブブレスチーム)	https://www.facebook.com/KaetaMarchingbandBteam/	HPに到達せず	8-11	大正琴愛好会	http://www.26.tok2.com/home/genyoka/	HPに到達せず	9-8	深川とっくり隊	http://homepage3.nifty.com/tokkurian/	HPに到達せず	17-9	家庭教育アシリティ協会	https://katelasi.wixsite.com/koto	HP到達するがHPとして検出されていない	17-10	のびるの会	http://nobirunokaijmdofree.com/	HPに到達せず	24-9	NPO 法人ネイチャー・オーダー江東	http://nikoto.sakura.ne.jp/	HPに到達せず	<p>社会教育関係団体の登録期限は2年間で、登録期限の1か月前に、更新の意向調査を実施している。今回のご指摘のホームページアドレスについても、令和5年6月に更新したもので、団体の確認漏れによるものであるが、課内での確認も不十分であった。改めてすべての団体の情報を点検し、必要に応じて団体への確認を行いながら、すべて正しい情報に修正する。</p> <p style="text-align: right;">(文化観光課)</p>																																																																								
登録No	団体名	掲載されている URL	状態																																																																																																							
7-7	Chor Merryly (コーラルメリー)	http://music.geocities.jp/chormerriyl/home/	HPに到達せず																																																																																																							
8-9	Pride of "BSTREAM" (プライドオブブレスチーム)	https://www.facebook.com/KaetaMarchingbandBteam/	HPに到達せず																																																																																																							
8-11	大正琴愛好会	http://www.26.tok2.com/home/genyoka/	HPに到達せず																																																																																																							
9-8	深川とっくり隊	http://homepage3.nifty.com/tokkurian/	HPに到達せず																																																																																																							
17-9	家庭教育アシリティ協会	https://katelasi.wixsite.com/koto	HP到達するがHPとして検出されていない																																																																																																							
17-10	のびるの会	http://nobirunokaijmdofree.com/	HPに到達せず																																																																																																							
24-9	NPO 法人ネイチャー・オーダー江東	http://nikoto.sakura.ne.jp/	HPに到達せず																																																																																																							
<p>指摘1</p>	<p><b>○登録団体のホームページアドレスの記載について (P36)</b>                  江東区は社会教育関係団体に登録している団体のうち希望する団体について、江東区のホームページ上で、団体名、加入条件、主な活動場所、主な活動日時その他、一言アピールや団体のホームページアドレス等を掲載している。このうち、団体のホームページアドレスが既に有効でなく、正しいホームページにアクセスできない状況になっている団体が52件（スポーツ関係団体は45件）あった。区が発信する情報は利用者が無条件で信頼する傾向が高いため、常に正確な情報を掲載するよう努めなければならないものとする。よって登録事項や掲載事項に変更が生じた場合には遅滞なく変更手続きを行うよう登録団体に促し、掲載情報の信頼性を確保すべきである。</p> <table border="1" data-bbox="261 1119 753 1927"> <caption>(スポーツ関係団体)</caption> <thead> <tr> <th>登録No</th> <th>団体名</th> <th>掲載されている URL</th> <th>状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>27-36</td> <td>ともネクラブ</td> <td>http://www8.ocn.ne.jp/~tomocvbc/index.htm</td> <td>HPに到達せず</td> </tr> <tr> <td>27-38</td> <td>七友クラブ</td> <td>http://nanayaredo.lamabaownd.com</td> <td>HPに到達せず</td> </tr> <tr> <td>27-46</td> <td>深三クラブ (OB・OG会)</td> <td>https://www22.tok2.com/home/fukasan/</td> <td>HPに到達せず</td> </tr> <tr> <td>28-1</td> <td>ICHTDAI ミニバスケットボールクラブ</td> <td>http://peruichi.com/landing_pages/view/ichidai</td> <td>URL記載は半角が正しい</td> </tr> <tr> <td>28-4</td> <td>五彩ウイングス MBC</td> <td>www.teamweb.jp/wings/1to/index.php</td> <td>HPに到達せず</td> </tr> <tr> <td>28-20</td> <td>kenkenz</td> <td>http://kenkenz.main.jp</td> <td>HPに到達せず</td> </tr> <tr> <td>28-21</td> <td>CMB バスケットボールクラブ</td> <td>http://club.ap.teacup.com/emb_club/</td> <td>HPに到達せず</td> </tr> <tr> <td>29-10</td> <td>南風三球クラブ</td> <td>https://blog.goo.ne.jp/x1hp</td> <td>HPに到達せず</td> </tr> <tr> <td>30-5</td> <td>北砂アイガウ</td> <td>http://www.geocities.jp/kitasuma_sigeru/</td> <td>HPに到達せず</td> </tr> <tr> <td>30-7</td> <td>江東ジョーズ</td> <td>https://kotojows.jp/</td> <td>HPに到達せず</td> </tr> <tr> <td>30-9</td> <td>江東リトルシニアリーグ野球協会</td> <td>http://www9.plala.or.jp/kcho89/scststs1</td> <td>HPに到達せず</td> </tr> <tr> <td>30-10</td> <td>サクラ野球クラブ</td> <td>www.sakurabaseballclub.fc2web.com</td> <td>HPに到達せず</td> </tr> <tr> <td>30-12</td> <td>東芝メッツ</td> <td>http://momonga-net.com/sussbull/wcdoume.do?team=s_mets</td> <td>HPに到達せず</td> </tr> <tr> <td>30-13</td> <td>熱町ジャガーズ</td> <td>https://www.sunamachi-jaguars.com/</td> <td>HPに到達せず</td> </tr> <tr> <td>30-15</td> <td>東京北砂リトルリーグ</td> <td>http://kull.com/index.html</td> <td>HPに到達せず</td> </tr> <tr> <td>30-19</td> <td>ビッグフロッピーズ</td> <td>http://sports.geocities.jp/big4_koto/infomation</td> <td>HPに到達せず</td> </tr> <tr> <td>30-20</td> <td>深川クラブ</td> <td>http://sports.geocities.jp/koto_fukagawa_club/</td> <td>HPに到達せず</td> </tr> <tr> <td>30-22</td> <td>深川ライオンズ</td> <td>http://www.fukagawa-lions.com/</td> <td>HPに到達せず</td> </tr> <tr> <td>30-34</td> <td>二魚いすのぶクラブ</td> <td>https://www.facebook.com/kantowhetchainssoftball/</td> <td>HPに到達せず</td> </tr> <tr> <td>31-7</td> <td>江東少年サッカークラブ東陽</td> <td>http://kotofo.com/toyojps/</td> <td>HPに到達せず</td> </tr> <tr> <td>31-15</td> <td>ソックスボールクラブ大島</td> <td>http://lecojimdoto.wixsite.com/</td> <td>HPに到達せず</td> </tr> <tr> <td>32-3</td> <td>霧標銃術十会</td> <td>http://www.geocities.jp/goujukuinfo.html</td> <td>HPに到達せず</td> </tr> <tr> <td>32-6</td> <td>城崎銃術剣友会</td> <td>http://www.sumamatigiza.web.fc2.com</td> <td>HPに到達せず</td> </tr> <tr> <td>32-7</td> <td>真水剣友会</td> <td>http://www.2.tbh.t-com.ne.jp/sisus/index.html</td> <td>HPに存在するが記載のURLでは到達しない</td> </tr> <tr> <td>32-12</td> <td>南砂剣友会</td> <td>http://homepage3.nifty.com/nangos/index.html</td> <td>HPに到達せず</td> </tr> </tbody> </table>	登録No	団体名	掲載されている URL	状態	27-36	ともネクラブ	http://www8.ocn.ne.jp/~tomocvbc/index.htm	HPに到達せず	27-38	七友クラブ	http://nanayaredo.lamabaownd.com	HPに到達せず	27-46	深三クラブ (OB・OG会)	https://www22.tok2.com/home/fukasan/	HPに到達せず	28-1	ICHTDAI ミニバスケットボールクラブ	http://peruichi.com/landing_pages/view/ichidai	URL記載は半角が正しい	28-4	五彩ウイングス MBC	www.teamweb.jp/wings/1to/index.php	HPに到達せず	28-20	kenkenz	http://kenkenz.main.jp	HPに到達せず	28-21	CMB バスケットボールクラブ	http://club.ap.teacup.com/emb_club/	HPに到達せず	29-10	南風三球クラブ	https://blog.goo.ne.jp/x1hp	HPに到達せず	30-5	北砂アイガウ	http://www.geocities.jp/kitasuma_sigeru/	HPに到達せず	30-7	江東ジョーズ	https://kotojows.jp/	HPに到達せず	30-9	江東リトルシニアリーグ野球協会	http://www9.plala.or.jp/kcho89/scststs1	HPに到達せず	30-10	サクラ野球クラブ	www.sakurabaseballclub.fc2web.com	HPに到達せず	30-12	東芝メッツ	http://momonga-net.com/sussbull/wcdoume.do?team=s_mets	HPに到達せず	30-13	熱町ジャガーズ	https://www.sunamachi-jaguars.com/	HPに到達せず	30-15	東京北砂リトルリーグ	http://kull.com/index.html	HPに到達せず	30-19	ビッグフロッピーズ	http://sports.geocities.jp/big4_koto/infomation	HPに到達せず	30-20	深川クラブ	http://sports.geocities.jp/koto_fukagawa_club/	HPに到達せず	30-22	深川ライオンズ	http://www.fukagawa-lions.com/	HPに到達せず	30-34	二魚いすのぶクラブ	https://www.facebook.com/kantowhetchainssoftball/	HPに到達せず	31-7	江東少年サッカークラブ東陽	http://kotofo.com/toyojps/	HPに到達せず	31-15	ソックスボールクラブ大島	http://lecojimdoto.wixsite.com/	HPに到達せず	32-3	霧標銃術十会	http://www.geocities.jp/goujukuinfo.html	HPに到達せず	32-6	城崎銃術剣友会	http://www.sumamatigiza.web.fc2.com	HPに到達せず	32-7	真水剣友会	http://www.2.tbh.t-com.ne.jp/sisus/index.html	HPに存在するが記載のURLでは到達しない	32-12	南砂剣友会	http://homepage3.nifty.com/nangos/index.html	HPに到達せず	<p>社会教育関係団体のホームページアドレスは各団体から最初に登録する際に提出された申請書（紙）をもとに掲載しているが、団体側の書き間違いや掲載後のホームページアドレスの変更などにより、正しい情報が掲載されておらず、課内での確認も不十分であった。あらためて全ての団体の情報を総点検し、必要に応じて団体への確認を行いながら、すべて正しい情報に修正する。</p> <p style="text-align: right;">(スポーツ振興課)</p>
登録No	団体名	掲載されている URL	状態																																																																																																							
27-36	ともネクラブ	http://www8.ocn.ne.jp/~tomocvbc/index.htm	HPに到達せず																																																																																																							
27-38	七友クラブ	http://nanayaredo.lamabaownd.com	HPに到達せず																																																																																																							
27-46	深三クラブ (OB・OG会)	https://www22.tok2.com/home/fukasan/	HPに到達せず																																																																																																							
28-1	ICHTDAI ミニバスケットボールクラブ	http://peruichi.com/landing_pages/view/ichidai	URL記載は半角が正しい																																																																																																							
28-4	五彩ウイングス MBC	www.teamweb.jp/wings/1to/index.php	HPに到達せず																																																																																																							
28-20	kenkenz	http://kenkenz.main.jp	HPに到達せず																																																																																																							
28-21	CMB バスケットボールクラブ	http://club.ap.teacup.com/emb_club/	HPに到達せず																																																																																																							
29-10	南風三球クラブ	https://blog.goo.ne.jp/x1hp	HPに到達せず																																																																																																							
30-5	北砂アイガウ	http://www.geocities.jp/kitasuma_sigeru/	HPに到達せず																																																																																																							
30-7	江東ジョーズ	https://kotojows.jp/	HPに到達せず																																																																																																							
30-9	江東リトルシニアリーグ野球協会	http://www9.plala.or.jp/kcho89/scststs1	HPに到達せず																																																																																																							
30-10	サクラ野球クラブ	www.sakurabaseballclub.fc2web.com	HPに到達せず																																																																																																							
30-12	東芝メッツ	http://momonga-net.com/sussbull/wcdoume.do?team=s_mets	HPに到達せず																																																																																																							
30-13	熱町ジャガーズ	https://www.sunamachi-jaguars.com/	HPに到達せず																																																																																																							
30-15	東京北砂リトルリーグ	http://kull.com/index.html	HPに到達せず																																																																																																							
30-19	ビッグフロッピーズ	http://sports.geocities.jp/big4_koto/infomation	HPに到達せず																																																																																																							
30-20	深川クラブ	http://sports.geocities.jp/koto_fukagawa_club/	HPに到達せず																																																																																																							
30-22	深川ライオンズ	http://www.fukagawa-lions.com/	HPに到達せず																																																																																																							
30-34	二魚いすのぶクラブ	https://www.facebook.com/kantowhetchainssoftball/	HPに到達せず																																																																																																							
31-7	江東少年サッカークラブ東陽	http://kotofo.com/toyojps/	HPに到達せず																																																																																																							
31-15	ソックスボールクラブ大島	http://lecojimdoto.wixsite.com/	HPに到達せず																																																																																																							
32-3	霧標銃術十会	http://www.geocities.jp/goujukuinfo.html	HPに到達せず																																																																																																							
32-6	城崎銃術剣友会	http://www.sumamatigiza.web.fc2.com	HPに到達せず																																																																																																							
32-7	真水剣友会	http://www.2.tbh.t-com.ne.jp/sisus/index.html	HPに存在するが記載のURLでは到達しない																																																																																																							
32-12	南砂剣友会	http://homepage3.nifty.com/nangos/index.html	HPに到達せず																																																																																																							

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
意見1	<p><b>○受付名簿の記載について（P39）</b>                      区が実施する情報利用案内では、電話問い合わせに対応するため、受付名簿に情報を記録して、案内内容を管理している。受付名簿には問い合わせ者の基本情報（住所、氏名、連絡先）だけでなく、利用目的や提供団体名・提供内容も記載している。                      しかしながら、令和4年度には受付名簿への記載漏れがいくつか発生しており、利用目的、提供団体名、提供内容が記録されていない受付名簿が数件ある。また、日付が欠落している受付名簿も複数見受けられ、対応者の名前が記載されていない受付名簿も存在している。受付名簿は、情報利用案内の実施状況を記録する貴重な資料であり、施策の効果を評価するために欠くことができない。正確で包括的な情報が受付名簿に記載されることは、区のサービス品質の向上に貢献すると期待されるため、慎重に対処し、効果的な情報提供の実現が望まれる。</p>	<p>利用目的、提供団体名、提供内容の記載漏れについては、電話問い合わせ対応中に別の問い合わせに対応するため、記載途中のまま他者へ受付簿の引継ぎをした。その後、内容の追記を失念したものであった。また、受付日、対応者氏名については、記載漏れしたものであった。                      〇意見を受けて、受付簿の記載漏れの無いよう、係内で周知徹底した。</p> <p style="text-align: right;">（文化観光課）</p>
意見2	<p><b>○キャッシュレス決済の推進について（P40）</b>                      施設利用申し込みの利便性向上の観点から、予約抽選含めた一連の申し込みのWebないしアプリ化を検討する余地があり、利用料決済の利便性向上の観点から、決済手段の多様化（振込、カード）を検討する余地がある。特に利用料決済にあたっては、管理の煩雑性に鑑み、施設職員の事務負担の軽減の観点からも、キャッシュレス化を検討していくことが望ましい。</p>	<p>予約抽選含めた一連の申し込みのWebないしアプリ化や、決済手段のキャッシュレス化により、利用者の利便性が向上することについては議論の余地はない。しかしながら、それを実現するためには多額の設備投資が必要となることも事実である。また、当センターの施設利用者は現状、そのほとんどが定期的に施設を利用する固定客であり、施設利用で訪れた際に次回の予約や利用料の支払が窓口で可能なこともあり、キャッシュレス化等の要望が利用者から寄せられたこともほぼない状況である。以上を鑑みた場合、当センターにおいては現状、単独で行うには課題が多い状況にある。他施設の動向も見据え、今後も引き続き検討していく。</p> <p style="text-align: right;">【男女共同参画推進センター】</p>
意見2	<p><b>○キャッシュレス決済の推進について（P40）</b>                      施設利用申し込みの利便性向上の観点から、予約抽選含めた一連の申し込みのWebないしアプリ化を検討する余地があり、利用料決済の利便性向上の観点から、決済手段の多様化（振込、カード）を検討する余地がある。特に利用料決済にあたっては、管理の煩雑性に鑑み、施設職員の事務負担の軽減の観点からも、キャッシュレス化を検討していくことが望ましい。</p>	<p>スポーツ施設の団体利用申込みについては、江東区スポーツネットを通じたWeb予約となっており、口座引き落としで決済を行うこととしている。はじめの利用者登録時に銀行手続きが必要とはなるものの、以後は利用者の手間もなく、確実に決済が行える利点がある。なお、個人利用については、令和6年度から電子決済（電子マネー、クレジット、QRコード）を導入し、利用者の利便性向上を図ることとしており、利用者ニーズを踏まえた決済手段の多様化について、引き続き検討していく。</p> <p style="text-align: right;">【スポーツ振興課】</p>
意見3	<p><b>○図書の情報共有について（P40）</b>                      現在、男女共同参画推進センターの蔵書に関する情報は図書館等とは連携していない。男女共同参画は、生涯学習の上でも非常に重要な分野で、江東図書館等でも特集コーナーが作成されている。このような関心の深いテーマであるにもかかわらず、関連する図書の所蔵が図書館のシステムで確認できず、情報資料室における貸出冊数も限定されていることは、区民へのサービス提供、そして蔵書の有効活用の観点から疑問が残る。よって、オンラインでの図書の検索、図書館が貸出し中の場合の相互の融通等、利用者の利便をさらに図るために図書情報の連携が望まれる。</p>	<p>情報資料室の蔵書を、図書館の運用するシステムでオンライン検索する、あるいは図書館と図書の相互融通等を果たすためには、各図書館と同じシステムを導入し運用する必要がある等、大きな課題がある。                      当センターとしては、各図書館へのパンフレット設置や、窓口等における男女共同参画に関する問い合わせがあった際の、図書館利用者への情報資料室の案内・周知を図書館に依頼することで連携を図り、男女共同参画に関する蔵書が豊富に揃う当センターの情報資料室について認知度を上げることにまずは注力し、区民サービスの向上及び蔵書の有効活用を図っていく。</p> <p style="text-align: right;">【男女共同参画推進センター】</p>
意見3	<p><b>○図書の情報共有について（P40）</b>                      現在、男女共同参画推進センターの蔵書に関する情報は図書館等とは連携していない。男女共同参画は、生涯学習の上でも非常に重要な分野で、江東図書館等でも特集コーナーが作成されている。このような関心の深いテーマであるにもかかわらず、関連する図書の所蔵が図書館のシステムで確認できず、情報資料室における貸出冊数も限定されていることは、区民へのサービス提供、そして蔵書の有効活用の観点から疑問が残る。よって、オンラインでの図書の検索、図書館が貸出し中の場合の相互の融通等、利用者の利便をさらに図るために図書情報の連携が望まれる。</p>	<p>図書館システムは、仕様上、区立図書館が所蔵する資料の管理及びそれらの資料の貸出・返却等の各種サービス管理を目的としたシステムであることから、他施設の資料情報を登録することは現時点で困難である。しかしながら、利用者の利便性を高めるため、それぞれの資料情報やパンフレット等を相互の施設で提供するなど、男女共同参画推進センターとの連携を図っていく。</p> <p style="text-align: right;">【江東図書館】</p>
指摘2	<p><b>○定期的な資産の棚卸しについて（P45）</b>                      現在、財務会計システムを介して、年に一度の棚卸資産の報告が実施され、増減については把握されているものの、すべての現物と照合することは実施されていない。固定資産・備品台帳と現物の紐づけを網羅的に行い、所在の確認や状況の把握を実施するために、財産の実地棚卸しを行い、台帳と現物を整合させることが必要である。年に一度の棚卸しを実施し、台帳と現物の整合性を継続的に図っていくべきである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>（江東区物品管理規則 抜粋）                      第24条第3項 物品管理者は、毎年度3月末現在における財務会計システムの記録事項と供用備品とを照合し、数値その他の内容に誤りがないことを確認のうえ、供用備品現在高調書により会計管理者に報告しなければならない。</p> </div>	<p>固定資産・備品台帳と現物の整合を今一度、実地確認する。その結果、台帳に記載のない現物については記載の要否も含めて検討し、現物が無いものは台帳から削除することで、台帳と現物の整合を図る。その上で、年に一度の棚卸しを実施し、台帳と現物の整合性を継続的に維持していく。</p> <p style="text-align: right;">【男女共同参画推進センター】</p>



番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要																																																																																																														
意見4	<p><b>○固定資産台帳・備品台帳と現物の紐づけ管理について (P45)</b>                      固定資産台帳・備品台帳と資産現物を照合した結果、絵画について、備品のシールが壁に固定する留め具に隠れて全く見えないものがあり、現物と台帳の照合が直ちに実施できない状況であった。また、留め具を外して資産番号を確認した結果、別の場所に飾られている絵画と同一の番号が記載されていた。2つの絵画には、同一のサインがあり、同様の画風であることから、一對の作品であった可能性もあるが、台帳の記載からは判明しない。                      財産管理の観点から、台帳と現物の紐づけが円滑に実施できるよう、一對の作品であればその旨が分かるように記載するか、別個に価値がある作品であれば、台帳を分割するか検討するべきである。</p>	<p>備品シールの貼付位置については、現物と台帳の照合が直ちに実施できる位置に移動する。また、一對と思われる絵画については、取得時の状況が今となっては不明である。今後は、どのように台帳に記載することが財産管理上望ましいか等を検討の上、適正な台帳管理を実施する。</p> <p style="text-align: right;">【男女共同参画推進センター】</p>																																																																																																														
意見5	<p><b>○随意契約で業者を継続する際の評価について (P46)</b>                      男女共同参画学習事業運営業務委託、窓口等業務委託、男女共同参画相談室運営業務委託は、いずれも令和3年度を対象にプロポーザルにより業者選定が実施された。各業務委託の実施要領には、委託期間(もしくは契約期間)の項目に、「業務実績が良好かつ仕様に変更がない場合、契約を回まで更新することができる。」と規定があり、令和4年度においては、本項目を基に随意契約で契約が締結されている。この際、「業務実績が良好」の判断については、所管課による判断とされており、特に判断基準が示されていないため、業者推薦書にその旨のみ記載され、随意契約が実施されている。                      手続的に問題はないが、一方で、年度の業者のパフォーマンス評価について、より詳細な評価は実施されていない。契約を更新するにあたっては、仕様書の記載事項及びプロポーザルに記載された事項が実際に実施され、目的とした効果が発現されており、契約を再度締結するにふさわしいか、改めて評価することが望ましいと考える。</p>	<p>プロポーザル方式により業者選定した契約の更新に当たっては、仕様書の記載事項等の履行状況について評価を行い、その結果をもとに、当該業者を再度契約の相手方として推薦すべきか判断するものとする。</p> <p style="text-align: right;">【男女共同参画推進センター】</p>																																																																																																														
意見6	<p><b>○施設の稼働状況について (P46)</b>                      男女共同参画推進センターは、階段式電動イス205席を有するレクホール、107㎡の音楽スタジオ、茶室を有する68㎡の和室、109㎡の調理実習室等の施設を有している。江東区男女共同参画推進センター条例施行規則(平成3年3月1日 規則第4号、令和4年4月1日施行)第2条第1項で、開館時間は午前9時から午後10時までと規定されている。現在、同センターでは、利用者を制限せず(ただし営利利用はできない)、午前(9時から12時)、午後(13時から17時)、夜間(18時から22時)に分けて広く貸出している(音楽スタジオは2時間制)。下表に示した令和4年度の設定別の利用状況を見ると、レクホールは全時間帯合計で79.2%と高い稼働率となっているが、その他の設備の稼働率はすべて全時間帯合計では50%を下回っており、特に夜間の稼働率が低い。最も低いところでは、調理実習室(全時間帯合計17.4%、同夜間6.5%)、和室(全時間帯合計31.7%、同夜間3.9%)となっている。                      施設の維持管理コストに鑑みると、更に広く周知を図る等、施設の稼働率を高める方策を検討する、あるいは設備によっては公開の時間帯を再検討してコストを圧縮する等の方策を検討することが望ましいと考える。</p> <p>【参考】施設毎の稼働率 (江東区男女共同参画推進センター施設別利用率報告書より抜粋、平日・土曜・日曜祝日の合計値による)</p> <table border="1" data-bbox="243 1339 911 1724"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設</th> <th colspan="6">令和4年4月1日～令和5年3月31日稼働率</th> </tr> <tr> <th colspan="2">午前(9～12時)</th> <th colspan="2">午後(13～17時)</th> <th colspan="2">夜間(18～22時)</th> <th rowspan="2">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レクホール</td> <td>85.7%</td> <td></td> <td>71.9%</td> <td></td> <td>79.8%</td> <td></td> <td>79.2%</td> </tr> <tr> <td>第1会議室</td> <td>45.1%</td> <td></td> <td>53.9%</td> <td></td> <td>11.6%</td> <td></td> <td>36.8%</td> </tr> <tr> <td>第2会議室</td> <td>52.8%</td> <td></td> <td>46.3%</td> <td></td> <td>10.7%</td> <td></td> <td>36.6%</td> </tr> <tr> <td>第1研修室</td> <td>52.2%</td> <td></td> <td>50.4%</td> <td></td> <td>17.8%</td> <td></td> <td>40.2%</td> </tr> <tr> <td>第2研修室</td> <td>46.9%</td> <td></td> <td>46.6%</td> <td></td> <td>17.2%</td> <td></td> <td>36.9%</td> </tr> <tr> <td>第3研修室</td> <td>48.7%</td> <td></td> <td>51.3%</td> <td></td> <td>22.0%</td> <td></td> <td>40.7%</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>49.6%</td> <td></td> <td>41.5%</td> <td></td> <td>3.9%</td> <td></td> <td>31.7%</td> </tr> <tr> <td>創作室</td> <td>45.7%</td> <td></td> <td>78.3%</td> <td></td> <td>11.9%</td> <td></td> <td>45.3%</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>22.8%</td> <td></td> <td>22.8%</td> <td></td> <td>6.5%</td> <td></td> <td>17.4%</td> </tr> <tr> <td>陶芸伊室</td> <td>40.8%</td> <td></td> <td>40.7%</td> <td></td> <td>40.7%</td> <td></td> <td>40.7%</td> </tr> <tr> <td>展示・交流コーナー</td> <td>24.3%</td> <td></td> <td>24.3%</td> <td></td> <td>24.3%</td> <td></td> <td>24.3%</td> </tr> <tr> <td>音楽スタジオ</td> <td>① 28.0%</td> <td>② 39.5%</td> <td>③ 57.9%</td> <td>④ 56.8%</td> <td>⑤ 51.3%</td> <td>⑥ 60.1%</td> <td>48.9%</td> </tr> </tbody> </table>	施設	令和4年4月1日～令和5年3月31日稼働率						午前(9～12時)		午後(13～17時)		夜間(18～22時)		合計	レクホール	85.7%		71.9%		79.8%		79.2%	第1会議室	45.1%		53.9%		11.6%		36.8%	第2会議室	52.8%		46.3%		10.7%		36.6%	第1研修室	52.2%		50.4%		17.8%		40.2%	第2研修室	46.9%		46.6%		17.2%		36.9%	第3研修室	48.7%		51.3%		22.0%		40.7%	和室	49.6%		41.5%		3.9%		31.7%	創作室	45.7%		78.3%		11.9%		45.3%	調理実習室	22.8%		22.8%		6.5%		17.4%	陶芸伊室	40.8%		40.7%		40.7%		40.7%	展示・交流コーナー	24.3%		24.3%		24.3%		24.3%	音楽スタジオ	① 28.0%	② 39.5%	③ 57.9%	④ 56.8%	⑤ 51.3%	⑥ 60.1%	48.9%	<p>施設の維持管理コストを圧縮する方策の例として、設備ごとに公開の時間帯を再検討してはどうか、については、例えば、特に稼働率の低い夜間の調理実習室や和室について、夜間の貸出を中止しても、その他の施設が稼働している以上、受付窓口に配置された人員や廊下の照明等を削減することはできず、コストの圧縮にはほぼ繋がらないと考える。加えて、中止以降、少ないとは言え、夜間にそれらの施設利用を希望する区民がいた場合、その機会を喪失させることにも繋がる。                      当センターではこれまで、施設利用案内パンフレットを区内主要施設や区外関連施設に送付の上、配架依頼するとともに、区民まつりでも施設利用の促進を目的としたチラシを配布するなど、施設の稼働率向上に取り組んできたところである。今後も更に広く周知を図る等、施設の稼働率を高める方策を検討する。</p> <p style="text-align: right;">【男女共同参画推進センター】</p>
施設	令和4年4月1日～令和5年3月31日稼働率																																																																																																															
	午前(9～12時)		午後(13～17時)		夜間(18～22時)		合計																																																																																																									
レクホール	85.7%		71.9%		79.8%			79.2%																																																																																																								
第1会議室	45.1%		53.9%		11.6%		36.8%																																																																																																									
第2会議室	52.8%		46.3%		10.7%		36.6%																																																																																																									
第1研修室	52.2%		50.4%		17.8%		40.2%																																																																																																									
第2研修室	46.9%		46.6%		17.2%		36.9%																																																																																																									
第3研修室	48.7%		51.3%		22.0%		40.7%																																																																																																									
和室	49.6%		41.5%		3.9%		31.7%																																																																																																									
創作室	45.7%		78.3%		11.9%		45.3%																																																																																																									
調理実習室	22.8%		22.8%		6.5%		17.4%																																																																																																									
陶芸伊室	40.8%		40.7%		40.7%		40.7%																																																																																																									
展示・交流コーナー	24.3%		24.3%		24.3%		24.3%																																																																																																									
音楽スタジオ	① 28.0%	② 39.5%	③ 57.9%	④ 56.8%	⑤ 51.3%	⑥ 60.1%	48.9%																																																																																																									

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要														
意見7	<p><b>○出前講座のさらなる拡充について（P47）</b>                      男女共同参画推進センターでは、男女共同参画KOTOプラン2021の目標・課題の、保育所・幼稚園・学校における男女平等教育の推進（施策3）、セクシュアリティについての理解の促進（施策4）、企業におけるワーク・ライフ・バランス推進（施策12）に沿った施策として、出前講座を実施している。令和4年度は、中学校生徒、教職員向けの出前講座7講座を実施した。令和5年度は学校向け出前講座を8講座、企業向け出前講座を4講座予定している。</p> <p>特に、学校向けの出前講座は、固定的な意識が形成される以前の若年層向けの教育の重要性に鑑み、男女平等・様々な性の尊重というテーマを取り出して、生徒・教職員が直接考える機会を与える貴重な場であると考えられる。従って、中学校向け講座を、より多くの学校を対象に実施することが望まれる。また、将来的には出前講座の対象範囲を小学校まで拡充することも検討して頂きたいと考える。さらに、出前講座に限らず、低年齢層から男女平等・様々な性の尊重を直接的に扱う機会を探ることも検討する価値があると考えられる。</p>	<p>中学校向けの出前講座については毎年、各中学校長及び各養護教諭あて実施校の募集案内を通知し、応募のあった学校に対して実施している。今後も中学校向けの出前講座は継続して実施していくが、実施校数については今後の応募状況等を勘案して検討していく。</p> <p style="text-align: right;">【男女共同参画推進センター】</p>														
意見8	<p><b>○男女共同参画施策による苦情申出制度の周知について（P47）</b>                      江東区は、男女共同参画条例（平成16年3月17日 条例第1号（平成16年10月1日施行）第13条第2項の規定に基づき、区が実施する男女共同参画社会の形成等に関する施策による、人権侵害等の苦情に対し調整を行う第三者機関として男女共同参画苦情調整委員会を設置している。委員は、施策を実施する関係部署等に関し、資料・説明要求、是正勧告、意見表明、措置報告の要求などを行う。委員は弁護士（人権擁護委員）、人権擁護委員の2人で、任期は2年である。</p> <p>苦情申出制度の実績をみると、平成31年度から令和4年度までの5年間で、苦情の申出件数は0件であり、制度が活用されているとは言い難い。問題・課題に直面している人々から、施策の修正のみならず、新しい施策への示唆も得られる貴重な制度だが、申し出の対象やその範囲が周知されているとは言い難く、具体例を示すなどして、さらに周知に努めることが望ましいと考える。例えば、江東区では、過去に、区立中学校の制服の問題が、申出されたことがあり、最近、他自治体においては、公立高校の男女別学についての申出があった。広報誌、広報番組、ホームページ等を通じ、具体的な例を示して、さらに周知に努めることが望ましいと考える。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(江東区男女共同参画条例 抜粋)  <b>(苦情の申出)</b>                      第13条 区民及び事業者は、区が実施する男女共同参画社会の形成の推進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策による人権侵害に対する苦情がある場合は、区長に申し出ることができる。                      2 区長は、前項の規定による苦情の申出に適切に対応するために第三者の機関を設置するものとする。                      3 前項の第三者の機関は、第1項の申出を処理するに当たって、必要と認めるときは、江東区男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。</p> </div>	<p>男女共同参画施策による苦情申出制度については、区ホームページにおいて周知している。今後の周知方法や内容については、検討していく。</p> <p style="text-align: right;">【男女共同参画推進センター】</p>														
	<p><b>○文化財の登録日について（P57）</b>                      江東区文化財保護条例には、文化財の登録・指定・認定（無形文化財）に関する手続きについて明確な規定が存在し、告示後に効力が発生することが定められている（江東区文化財保護条例第4条第5項、第10条第5項）。</p> <p>しかしながら、令和5年度に告示された江東区指定無形文化財（生活技術）及び江東区登録有形民俗文化財について、令和4年度中の指定及び登録文化財として扱われている。</p> <table border="1" data-bbox="240 1480 1044 1612" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>文化財</th> <th>種別</th> <th>告示日</th> <th>江東区公報</th> <th>教育委員会</th> <th>文化財保護審議会</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>③</td> <td>船大工</td> <td>指定無形文化財(生活技術)</td> <td>令和5年5月10日指定</td> <td>(第904号)令和5年6月15日号</td> <td>令和5年第4回定例会(審議事項)</td> <td>第322回議事録案(答申)</td> </tr> </tbody> </table> <p>文化財の登録において、効力の発生年度に関する誤りは文化財保護制度の信頼性に影響を及ぼす重要な問題であり、条例の規定に従い、公平で公正かつ適切な手続きを経て、文化財を登録・指定・認定することが文化財登録プロセスの信頼性を高めるものとする。</p>	項目	文化財	種別	告示日	江東区公報	教育委員会	文化財保護審議会	③	船大工	指定無形文化財(生活技術)	令和5年5月10日指定	(第904号)令和5年6月15日号	令和5年第4回定例会(審議事項)	第322回議事録案(答申)	<p>江東区文化財保護審議会においては、諮問、答申が令和4年度中に終了していたこと、また、令和4年度の事業として和船の大規模修理が行われたことから、本件を令和4年度の事業として捉えてしまった。今後、このような誤りがないように、江東区文化財保護条例の規定をいま一度確認し、条例の規定に従って取り扱う。</p>
項目	文化財	種別	告示日	江東区公報	教育委員会	文化財保護審議会										
③	船大工	指定無形文化財(生活技術)	令和5年5月10日指定	(第904号)令和5年6月15日号	令和5年第4回定例会(審議事項)	第322回議事録案(答申)										


番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
指摘3	<p>〈江東区文化財保護条例 抜粋〉                      第10条 教育委員会は、区登録文化財(法及び東京都文化財保護条例(昭和51年東京都条例第25号。以下「都条例」という。))の規定による指定を受けた文化財を除く。)のうち区にとって重要なものを次の各号の江東区指定文化財(以下「区指定文化財」という。))に指定することができる。                      (1) 江東区指定有形文化財(以下「区指定有形文化財」という。)                      (2) 江東区指定無形文化財(以下「区指定無形文化財」という。)                      (3) 江東区指定有形民俗文化財(以下「区指定有形民俗文化財」という。)                      (4) 江東区指定無形民俗文化財(以下「区指定無形民俗文化財」という。)                      (5) 江東区指定史跡、江東区指定名勝又は江東区指定天然記念物(以下「区指定史跡名勝天然記念物」と総称する。)                      (6) 江東区指定文化的景観(以下「区指定文化的景観」という。)                      2 区指定有形文化財、区指定有形民俗文化財、区指定史跡名勝天然記念物及び区指定文化的景観(以下「区指定有形文化財等」という。))を指定するに当たっては、教育委員会は、あらかじめ当該文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者の判明しない場合は、この限りでない。                      3 区指定無形文化財を指定するに当たっては、教育委員会は、当該文化財の保持者又は保持団体を認定しなければならない。                      4 第1項の規定による指定は、教育委員会がその旨を告示するとともに、区指定有形文化財等にあつては当該区指定有形文化財等の所有者及び権原に基づく占有者に、区指定無形文化財にあつては当該区指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとするもの(保持団体にあつては、その代表者)に、区指定無形民俗文化財にあつては当該区指定無形民俗文化財の保存に当たっている者又は団体(代表者の定めのあるものに限る。))があるときは、その者又はその団体の代表者に通知して行う。ただし、所有者及び権原に基づく占有者の判明しないときは、告示をもって足りるものとする。                      5 第1項の規定による指定は、前項の告示があつた日からその効力を生ずる。                      (以下省略)</p>	<p style="text-align: right;">【文化観光課】</p>
意見9	<p>○文化財保護審議会に関する情報公開について (P59)                      江東区の情報公開制度は、情報開示制度、情報提供施策、情報公開施策の3つの施策からなり、区民に対して透明で公正な情報提供を行うために設けられている。文化財保護審議会の会議録は、文化財の登録・指定及び保持者の認定並びにその解除などに関する重要な諮問の場であり、その内容は区民にとっても関心が高いと考えられる。                      しかしながら、現在は常時、公開されておらず、内容や議論についての情報が区民に提供されていない。文化財に関する意思決定のプロセスは透明性と公平性が不可欠であり、会議録の公開を通じて、区民に対して文化財に関する意思決定プロセスを理解し、信頼性のある手続きが行われていることを示すことが重要であることから議事録の公開について検討されたい。</p>	<p>文化財保護審議会では、個人情報に関わる部分を取り扱うことがあるほか、審議の結果によって、個人が不利益を被ることがある場合がある。例えば、職人の技を無形文化財として審議する場合、その調査する過程を公開することで、逆に公正な審査が行えない場合や審査することになったが何らかの理由で文化財登録とならなかった場合に悪いイメージにとられ、以後の仕事に支障をきたすことが想定できる。                      これらのことから、一般公開を行ってこなかったが、情報開示請求を妨げるものではないので、申請があった場合は、基準に則って公開する。</p> <p style="text-align: right;">【文化観光課】</p>
意見10	<p>○伝統芸能稽古場の使用状況の管理について (P59)                      江東区伝統芸能稽古場は、伝統芸能の継承及び後継者育成を支援する重要な施設であり、区登録無形民俗文化財の保存と活用に寄与することを目的としている。                      したがって、この稽古場を借受けて利用する者は、その目的に従った利用が求められる。                      伝統芸能稽古場の令和4年度の利用状況によれば、特定の団体が年度全体を通じて稽古場を利用する申請があり、承認されている。しかしながら、利用計画書を閲覧すると、4月から10月までの期間に限り、毎週日曜日及び祝日、国民の休日を稽古日として申請があり、11月から翌年3月までの利用計画はない。この状況下で、伝統稽古場の鍵は特定の団体に引き渡され、管理が稽古日以外の日において不透明となっている。利用計画がない期間における施設の管理方法について検討されたい。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>	<p>ご指摘のあった点を踏まえ、伝統芸能保存会と協議して、今後の利用計画を検討していく。</p> <p style="text-align: right;">【文化観光課】</p>

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要																																
意見11	<p><b>○文化財保護推進協力員の安定的な委嘱について（P59）</b>                      令和4年度の文化財保護推進協力員の募集において、募集人員8名に対し、申込者は5名と3名が不足している状況が発生した。協力員の人員不足に対処するためには、減少人員を予測し、有効な協力員を募集することが必要である。                      協力員の更新期間は5期10年を限度とし、委嘱時の年齢制限が75歳以下であるため、協力員の数は任期ごとに減少するものと思われる。有効な募集協力員の予測は、現在の協力員の任期、年齢構成、過去の辞任実績などから、将来の減少人員を予測し、補充すべき人員の計画を立て、協力員の条件を満たす者を確保する事が必要である。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症のため、令和2年度は文化財保護推進員講習会、中級研修会ともに開催を中止。令和3年度、4年度は募集人員を削減して実施したことから、文化財保護推進協力員の資格を持つ方が減少した。協力員については一定の講習会、研修会を経た方に対し、希望を募っているところであるが、必ずしも資格を持つ方すべてが協力員を希望する訳ではない。協力員は文化財保護に関し、地域のリーダーとして活動していただく性格から、その育成段階である講習会、研修会で細やかな指導を行っており、単純に受講者を増やすことは適切ではないと考える。                      今後は現在の協力員と協議して協力員のあり方を検討していく。</p> <p style="text-align: right;">【文化観光課】</p>																																
意見12	<p><b>○文化財保護推進員講習会等の拡充について（P60）</b>                      文化財保護推進員講習会は、地域の歴史の理解、文化財愛護活動のリーダー育成などを目的としているが、中級研修会への進級のためのステップともなっており、受講者数や申込倍率においてもその効果は十分に達成していると考えられる。中級研修会への受講者も高い割合でステップアップしており、受講者の熱意が感じられる（ただし、令和3年度における修了者数の減少はコロナ禍の影響と考えられる）。                      一方で、文化財保護推進協力員は、中級研修会を終了することを条件としており、協力員の数を安定的に確保するために、推進員講習会の募集定員を増加（例えば、コロナ禍前の基準である30名）させるなどの施策が必要であるとともに、中級研修会へのステップアップを奨励し、魅力を強調して、文化財保護推進協力員の条件を満たす者を増やすことが望ましい。</p> <p>文化財保護推進員講習会受講者の申込倍率の推移</p> <table border="1" data-bbox="231 772 1062 886"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定員</td> <td>30名</td> <td>15名</td> <td>15名</td> </tr> <tr> <td>申込者</td> <td>63名</td> <td>45名</td> <td>49名</td> </tr> <tr> <td>申込倍率</td> <td>2.1倍</td> <td>3.0倍</td> <td>3.3倍</td> </tr> </tbody> </table> <p>文化財保護推進員中級研修会の受講率</p> <table border="1" data-bbox="231 940 1062 1054"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文化財保護講習会修了者数</td> <td>中止</td> <td>15人</td> <td>15人</td> </tr> <tr> <td>中級研修会受講者数</td> <td>中止</td> <td>7人</td> <td>10人</td> </tr> <tr> <td>中級研修会受講率</td> <td>—</td> <td>46.7%</td> <td>66.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・受講率(文化財保護講習会修了者数/中級研修会受講者数)                      ・中級研修会受講者が必ずしも前年度の文化財保護講習会の修了者でないが、過年度の修了者であるため受講率計算の中級研修会受講者数に含めた。</p>		令和2年度	令和3年度	令和4年度	定員	30名	15名	15名	申込者	63名	45名	49名	申込倍率	2.1倍	3.0倍	3.3倍		令和2年度	令和3年度	令和4年度	文化財保護講習会修了者数	中止	15人	15人	中級研修会受講者数	中止	7人	10人	中級研修会受講率	—	46.7%	66.7%	<p>令和3年度から新型コロナウイルス感染症のため、文化財保護推進員講習会の受講者募集を制限して、実施してきたところである。協力員については一定の講習会、研修会を経た方に対し、希望を募っているところであるが、必ずしも資格を持つ方すべてが協力員を希望する訳ではない。協力員は文化財保護に関し、地域のリーダーとして活動していただく性格から、その育成段階である講習会、研修会で細やかな指導を行っており、この3年間の実施状況から単純に受講者を増やすことは適切ではないと考える。                      今後は協力員と協議して協力員のあり方を含めて検討していく。</p> <p style="text-align: right;">【文化観光課】</p>
	令和2年度	令和3年度	令和4年度																															
定員	30名	15名	15名																															
申込者	63名	45名	49名																															
申込倍率	2.1倍	3.0倍	3.3倍																															
	令和2年度	令和3年度	令和4年度																															
文化財保護講習会修了者数	中止	15人	15人																															
中級研修会受講者数	中止	7人	10人																															
中級研修会受講率	—	46.7%	66.7%																															
意見13	<p><b>○文化財講演会の一般募集者について（P64）</b>                      文化財講演会は江東区文化財保護強調月間の一事業として開催され、文化財に関する広報と愛護心の育成を目的としている。また、この講演会は文化財保護推進員講習会の一環として実施され、文化財保護の知識向上及び推進員の育成等に貢献している。                      しかしながら、文化財講演会は、文化財公開事業の一部として実施している事業であり、より多くの区民が講演会に参加でき、文化財を広く周知し、地域の人々に文化財への理解と愛護心を広めるために、一般募集者の定員を拡大することが望ましい。</p> <p>令和4年度文化財講演会参加者内訳</p> <table border="1" data-bbox="231 1423 1003 1633"> <thead> <tr> <th colspan="3">参加者</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>定員</th> <th>参加者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般募集者</td> <td>30名</td> <td>35人</td> </tr> <tr> <td>文化財保護推進員(初級)講習会</td> <td>15名</td> <td>15人</td> </tr> <tr> <td>文化財保護推進員中級研修会</td> <td>10名</td> <td>6人</td> </tr> <tr> <td>文化財保護推進協力員</td> <td>45名</td> <td>37人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>100名</td> <td>93人</td> </tr> </tbody> </table>	参加者			区分	定員	参加者	一般募集者	30名	35人	文化財保護推進員(初級)講習会	15名	15人	文化財保護推進員中級研修会	10名	6人	文化財保護推進協力員	45名	37人	合計	100名	93人	<p>令和3年度から新型コロナウイルス感染症のため、文化財講演会の募集人員を制限して開催してきたところである。                      今後は開催内容を精査し、より広く文化財への関心を高めた企画を行うよう、検討していく。</p> <p style="text-align: right;">【文化観光課】</p>											
参加者																																		
区分	定員	参加者																																
一般募集者	30名	35人																																
文化財保護推進員(初級)講習会	15名	15人																																
文化財保護推進員中級研修会	10名	6人																																
文化財保護推進協力員	45名	37人																																
合計	100名	93人																																

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
指摘4	<p>○「江東区文化プログラム」ロゴマークの使用について (P65)</p> <p>令和5年3月4日・5日に実施された「受け継がれる匠の技～こうとうの伝統工芸～」のチラシに、令和4年3月31日に終了した「江東区文化プログラム」ロゴマークが誤って使用されていた。江東区文化プログラム事業事務取扱要綱では、ロゴマークの使用期限は令和4年3月31日までと規定されており、本来、使用できる期間でなかった。</p> <p>ロゴマークの使用における情報管理と共有の改善を検討し、今後のチラシやプログラムにおいて誤使用を防ぐ体制を整えることが必要である。</p>  <div data-bbox="240 684 979 779" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>〈江東区文化プログラム事業事務取扱要綱 抜粋〉                  第8条 ロゴマークの使用期間は、第3条第2項による承認があった日から令和4年3月31日までとする。</p> </div>	<p>印刷物の校正を行う際に使用される意匠に注意を払うことは基本的なことである。今回、ご指摘のあった事業のチラシを校正する際には注意が足りなかった。</p> <p>今後はこのような事が起こらないよう、ロゴマークを使用する場合は使用期限等を必ず確認することを徹底していく。</p> <p style="text-align: right;">【文化観光課】</p>
意見14	<p>○工匠館の案内表示について (P65)</p> <p>工匠館は区登録無形文化財保持者の作品や道具を展示する無料の常設展示室であり、訪問者に対し地域の文化と伝統技術に触れる機会を提供している。しかし、現在の状況では、訪問者が館内の展示室を見つける際の誘導が不足しており、工匠館の所在の把握に苦慮する状況である。</p> <p>したがって、掲示板に工匠館に関する情報を掲示（ロビー及び階段への案内表示板の設置の検討を含む）するなどし、工匠館の存在と位置をすぐに認識できるようにすべきである。</p> <p>工匠館の訪問者体験を向上させ、より多くの区民が文化財を楽しむことができ、容易に目的地に到達できるようにする案内表示が望ましい。</p> 	<p>館内の案内表示については、工匠館がある森下文化センターと協議し、検討していく。</p> <p style="text-align: right;">【文化観光課】</p>
意見15	<p>○工匠館の見学施策の見直しについて (P66)</p> <p>工匠館は、伝統工芸展示室として、地域の文化財と歴史を紹介し、学校教育にも貢献できる機会と考えられ、文化財専門員の解説を必要とするクラス・学年単位での見学が可能である。</p> <p>しかしながら、ここ数年、学校教育機関への見学が実施されておらず、その要望があるものの、学年単位（80人以上）での見学を実現するための収容人数の制約などが課題となっている。</p> <p>したがって、見学者の分散又は複数のクラスを同時に受け入れるためのスケジューリング管理、地元の学校及び文化団体などと連携した実施方法の見直しが必要である。</p> <p>地域の伝統工芸と文化を保護し、次世代に伝える貴重な機会を提供し、学校教育と地域文化の統合が進むことが望まれる。</p>	<p>工匠館を見学する際、小学校などは、学年単位での実施が主となっており、クラス単位に分けて実施することがほとんどない。また、近くに回遊する施設がなく、クラス単位であった場合でも学校側の負担が増加してしまう。</p> <p>今後は、学校関係者及び森下文化センターと連携して、伝統工芸を紹介する機会を提供していけるよう、検討する。</p> <p style="text-align: right;">【文化観光課】</p>

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要																																																																																																																
意見16	<p><b>○記録映画の貸出しについて (P66)</b>                      江東区は多くの貴重な文化財や民俗芸能を抱える地域であり、これらの文化要素を記録保存し、広く区民に提供するために記録映画ビデオの貸出施策を実施している。記録映画ビデオの貸出しは江東区役所窓口のほか、深川図書館に配架している。                      しかしながら、貸出実績が低く、地域の文化財や伝統技術に関心を持つ区民に対し効果的な提供ができていないと考えられる。                      したがって、工匠館や旧大石家住宅を含む区内施設並びに学校、地域団体と連携し、記録映画ビデオ貸出の存在を広く知らせる広報活動を強化するとともに、学校との協力を推進し、学校教育の一環として記録映画ビデオの利用を促進するなどして記録映画の活用を検討すべきである。                      記録映画ビデオ貸出施策は、地域文化の保存と発展を支える重要なツールであると考えられ、記録映画ビデオの貸出数が増加し、地域文化の保存と広く区民への提供が促進されることが望まれる。</p>	<p>現在は区のホームページにおいて、文化財に関する記録映画の貸し出しを周知しているが、積極的に広報を行っているとは言えない状況である。                      今後は記録映画を放映する何らかの機会を創設するなど、記録映画の存在を発信する機会を検討していく。</p> <p style="text-align: right;">【文化観光課】</p>																																																																																																																
意見17	<p><b>○未頒布書籍の管理について (P67)</b>                      令和4年度中の未頒布書籍は下記の表の通りであるが、未頒布の書籍に対する適切な処分の規程などが存在しないため、これらの書籍の大部分は倉庫に保管された状態となっている。将来的に頒布の見込みのない書籍を無駄に倉庫スペースに保管し続けることは資源の無駄遣いとなるとともに、破損や劣化の恐れが生ずる。                      したがって、無駄な倉庫スペースの使用を軽減し、組織の効率性を向上させるためにも適切な処分基準を設け、効果的な管理が望まれる。また、書籍のデータ化などの施策も検討されたい。</p> <table border="1" data-bbox="246 800 617 1339"> <caption>令和4年度中の未頒布書籍</caption> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>冊数</th> <th>購入年月</th> <th>目録</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="5">【区民センター】</td><td>1</td><td>11/22/19</td><td>101</td></tr> <tr><td>2</td><td>11/22/19</td><td>102</td></tr> <tr><td>3</td><td>11/22/19</td><td>103</td></tr> <tr><td>4</td><td>11/22/19</td><td>104</td></tr> <tr><td>5</td><td>11/22/19</td><td>105</td></tr> <tr><td rowspan="15">【江東区立図書館】</td><td>6</td><td>11/22/19</td><td>106</td></tr> <tr><td>7</td><td>11/22/19</td><td>107</td></tr> <tr><td>8</td><td>11/22/19</td><td>108</td></tr> <tr><td>9</td><td>11/22/19</td><td>109</td></tr> <tr><td>10</td><td>11/22/19</td><td>110</td></tr> <tr><td>11</td><td>11/22/19</td><td>111</td></tr> <tr><td>12</td><td>11/22/19</td><td>112</td></tr> <tr><td>13</td><td>11/22/19</td><td>113</td></tr> <tr><td>14</td><td>11/22/19</td><td>114</td></tr> <tr><td>15</td><td>11/22/19</td><td>115</td></tr> <tr><td>16</td><td>11/22/19</td><td>116</td></tr> <tr><td>17</td><td>11/22/19</td><td>117</td></tr> <tr><td>18</td><td>11/22/19</td><td>118</td></tr> <tr><td>19</td><td>11/22/19</td><td>119</td></tr> <tr><td>20</td><td>11/22/19</td><td>120</td></tr> <tr><td rowspan="4">【江東区立図書館】</td><td>21</td><td>11/22/19</td><td>121</td></tr> <tr><td>22</td><td>11/22/19</td><td>122</td></tr> <tr><td>23</td><td>11/22/19</td><td>123</td></tr> <tr><td>24</td><td>11/22/19</td><td>124</td></tr> <tr><td rowspan="4">【区民センター】</td><td>25</td><td>11/22/19</td><td>125</td></tr> <tr><td>26</td><td>11/22/19</td><td>126</td></tr> <tr><td>27</td><td>11/22/19</td><td>127</td></tr> <tr><td>28</td><td>11/22/19</td><td>128</td></tr> <tr><td rowspan="3">【区民センター】</td><td>29</td><td>11/22/19</td><td>129</td></tr> <tr><td>30</td><td>11/22/19</td><td>130</td></tr> <tr><td>31</td><td>11/22/19</td><td>131</td></tr> <tr><td rowspan="3">【区民センター】</td><td>32</td><td>11/22/19</td><td>132</td></tr> <tr><td>33</td><td>11/22/19</td><td>133</td></tr> <tr><td>34</td><td>11/22/19</td><td>134</td></tr> </tbody> </table>  <p style="text-align: center;">有明倉庫の保管状況</p>  <p style="text-align: center;">若干変色した未頒布書籍</p>	品名	冊数	購入年月	目録	【区民センター】	1	11/22/19	101	2	11/22/19	102	3	11/22/19	103	4	11/22/19	104	5	11/22/19	105	【江東区立図書館】	6	11/22/19	106	7	11/22/19	107	8	11/22/19	108	9	11/22/19	109	10	11/22/19	110	11	11/22/19	111	12	11/22/19	112	13	11/22/19	113	14	11/22/19	114	15	11/22/19	115	16	11/22/19	116	17	11/22/19	117	18	11/22/19	118	19	11/22/19	119	20	11/22/19	120	【江東区立図書館】	21	11/22/19	121	22	11/22/19	122	23	11/22/19	123	24	11/22/19	124	【区民センター】	25	11/22/19	125	26	11/22/19	126	27	11/22/19	127	28	11/22/19	128	【区民センター】	29	11/22/19	129	30	11/22/19	130	31	11/22/19	131	【区民センター】	32	11/22/19	132	33	11/22/19	133	34	11/22/19	134	<p>未頒布の書籍の中には、使用した資料の関係から再印刷できない物があることから、在庫を処分することはしなかった。                      今後は書籍の販売状況を考えながら、改訂版や新規書籍の作成計画を検討し、在庫を適正に管理していく。</p> <p style="text-align: right;">【文化観光課】</p>
品名	冊数	購入年月	目録																																																																																																															
【区民センター】	1	11/22/19	101																																																																																																															
	2	11/22/19	102																																																																																																															
	3	11/22/19	103																																																																																																															
	4	11/22/19	104																																																																																																															
	5	11/22/19	105																																																																																																															
【江東区立図書館】	6	11/22/19	106																																																																																																															
	7	11/22/19	107																																																																																																															
	8	11/22/19	108																																																																																																															
	9	11/22/19	109																																																																																																															
	10	11/22/19	110																																																																																																															
	11	11/22/19	111																																																																																																															
	12	11/22/19	112																																																																																																															
	13	11/22/19	113																																																																																																															
	14	11/22/19	114																																																																																																															
	15	11/22/19	115																																																																																																															
	16	11/22/19	116																																																																																																															
	17	11/22/19	117																																																																																																															
	18	11/22/19	118																																																																																																															
	19	11/22/19	119																																																																																																															
	20	11/22/19	120																																																																																																															
【江東区立図書館】	21	11/22/19	121																																																																																																															
	22	11/22/19	122																																																																																																															
	23	11/22/19	123																																																																																																															
	24	11/22/19	124																																																																																																															
【区民センター】	25	11/22/19	125																																																																																																															
	26	11/22/19	126																																																																																																															
	27	11/22/19	127																																																																																																															
	28	11/22/19	128																																																																																																															
【区民センター】	29	11/22/19	129																																																																																																															
	30	11/22/19	130																																																																																																															
	31	11/22/19	131																																																																																																															
【区民センター】	32	11/22/19	132																																																																																																															
	33	11/22/19	133																																																																																																															
	34	11/22/19	134																																																																																																															
意見18	<p><b>○スポーツ施設におけるネーミングライツの活用について (P72)</b>                      近年、必ずしも大規模でないスポーツ施設や公共施設においてもネーミングライツが活用されている事案が見受けられる。ネーミングライツの活用により施設維持費の一助となり区の負担が軽減されること、また利用する企業においても知名度向上が図られることから、ネーミングライツの活用を検討されたい。</p> <table border="1" data-bbox="246 1507 1121 1633"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>名称</th> <th>金額(年間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>江戸川区陸上競技場</td> <td>スピアーズえどりくフィールド</td> <td>3,000,000 円</td> </tr> <tr> <td>墨田区総合運動場</td> <td>フクシ・エンタープライズ墨田フィールド</td> <td>1,400,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(監査人調べ)</p>	施設	名称	金額(年間)	江戸川区陸上競技場	スピアーズえどりくフィールド	3,000,000 円	墨田区総合運動場	フクシ・エンタープライズ墨田フィールド	1,400,000 円	<p>ネーミングライツの導入の可否については区の統一見解のもと、他の施設も含め全庁的な検討が必要な課題であり、意見内容を関係部署と共有する。</p> <p style="text-align: right;">【スポーツ振興課】</p>																																																																																																							
施設	名称	金額(年間)																																																																																																																
江戸川区陸上競技場	スピアーズえどりくフィールド	3,000,000 円																																																																																																																
墨田区総合運動場	フクシ・エンタープライズ墨田フィールド	1,400,000 円																																																																																																																



番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要																
意見19	<p><b>○江東区シーサイドマラソンの参加料について (P73)</b>                      江東シーサイドマラソンの参加料は40回大会(令和4年度)より改定(ハーフの部:5,000円⇒7,000円、10kmの部:4,500円⇒6,500円)されている。新型コロナウイルス感染症の影響による参加者の減少や、昨今の物価高騰の影響を受け開催に係る費用も増加しており、全国的にマラソン大会の参加料は高騰する傾向にある。そこで「ふるさと納税枠」或いは「チャリティ枠」を設定しては如何だろうか。近隣のマラソン大会においても「ふるさと納税枠」や「チャリティ枠」を利用することが増えている傾向にある。</p> <table border="1" data-bbox="240 407 1121 520"> <thead> <tr> <th>大会名</th> <th>距離</th> <th>寄付額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>MINATOシティハーフマラソン(港区)</td> <td>ハーフ</td> <td>40,000円</td> <td>チャリティ枠</td> </tr> <tr> <td>新宿シティハーフマラソン(新宿区)</td> <td>ハーフ</td> <td>50,000円</td> <td>ふるさと納税枠</td> </tr> <tr> <td>板橋Cityマラソン(板橋区)</td> <td>フル</td> <td>40,000円</td> <td>ふるさと納税枠</td> </tr> </tbody> </table> <p>(監査人調べ)</p> <p>ふるさと納税枠或いはチャリティ枠の設定により江東区への寄付額が増加することに加え、参加者本人も税務メリットを通して参加料の負担軽減が図られることから検討して頂きたい事項である。</p>	大会名	距離	寄付額	備考	MINATOシティハーフマラソン(港区)	ハーフ	40,000円	チャリティ枠	新宿シティハーフマラソン(新宿区)	ハーフ	50,000円	ふるさと納税枠	板橋Cityマラソン(板橋区)	フル	40,000円	ふるさと納税枠	<p>「チャリティ枠」や「ふるさと納税枠」を利用し確実にエントリーができ、かつ制度を活用して参加料の負担軽減ができることはランナーにとってメリットがあると考えます。                      一方、そうした金銭の寄附による優遇制度については、公平性の観点から、慎重な検討が必要であると考えます。他自治体の状況を調査研究しながら、大会実行委員会において検討していく。</p> <p style="text-align: right;">【スポーツ振興課】</p>
大会名	距離	寄付額	備考															
MINATOシティハーフマラソン(港区)	ハーフ	40,000円	チャリティ枠															
新宿シティハーフマラソン(新宿区)	ハーフ	50,000円	ふるさと納税枠															
板橋Cityマラソン(板橋区)	フル	40,000円	ふるさと納税枠															
意見20	<p><b>○辰巳少年野球場の利用時の駐輪について (P76)</b>                      辰巳少年野球場について、グラウンド使用時に視察したところ、利用者の自転車が歩道脇に縦列にて駐輪している状況であった。当グラウンドには駐輪場は設置されておらず、また歩道を塞ぐような状況ではなかったため仕方のないものと思われるが、盗難の危険等も考えられることから、今後の対応を検討されたい。因みに、亀戸運動場も同様に駐輪場が設置されていないが、利用時にはグラウンド内に駐輪している様子であった。但し、グラウンドの構造上の違いもあるため同様の扱いは難しいのではないかとと思われる。</p>  <p>(監査人撮影 令和5年11月12日)</p>	<p>辰巳少年運動場はグラウンドの構造上グラウンド内に駐輪することは難しいと考える。利用者には駐輪の際、歩道上や点字ブロックを塞ぐことのないよう注意喚起する。</p> <p style="text-align: right;">【スポーツ振興課】</p>																
意見21	<p><b>○特定業者への過度な発注頻度について (P80)</b>                      令和4年度契約台帳(青少年課青少年係所管分)を閲覧したところ、青少年係が所管している38本の契約(令和4年度)のうち、特定業者との契約が17本を占めており、当該業者との契約が多い理由を所管課に質問したところ、「出入りの頻度が高い業者であり、見積書の作成を依頼する頻度が高かったことが原因と考えられる。相見積もりについては適宜取得したが、比較の結果、当該業者と契約することが多かったものと思われる。」旨の回答を得た。たしかに効率的な発注業務の観点からは手続きに慣れている業者への発注が好ましいケースもあるが、安定的な事業の実施の観点及び価格の透明性を確保する観点から、特定業者への過度な依存は回避すべきであるとともに、価格が適正かどうか等妥当性を十分に吟味する必要がある。</p>	<p>質問に回答した通り、出入りの頻度が非常に高い業者であったことから、見積取得の機会が多くあったことに起因する。今後は、幅広い区内業者へ発注を行うとともに、見積額の妥当性について課内でしっかり検討する。</p> <p style="text-align: right;">【青少年課】</p>																
意見22	<p><b>○請求遅延の防止について (P80)</b>                      令和4年度契約台帳(青少年課地域連携係所管分)を閲覧したところ、次の通り、契約期間の終了日の翌々月初以降に支出命令が行われている契約が検出された。請求遅延の原因を所管課に質問したところ、「事業者からの請求書の提出が翌々月以降となったため支出が遅れた」旨の回答を得たが、履行終了後、請求書の速やかな提出を促し、請求遅延が発生しないように留意する必要がある。また、事業者からの請求について、随時確認を行い、請求遅延が発生している場合には、繰り返し事業者に請求を促すと同時に催促の履歴を残すことを検討されたい。</p> <table border="1" data-bbox="240 1707 1228 1866"> <thead> <tr> <th>件名</th> <th>業者名</th> <th>契約金額</th> <th>契約期間</th> <th>支出命令日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">バス借上(上級研修会)</td> <td rowspan="2">太平観光株式会社</td> <td>157,360円</td> <td>令和4年6月5日～ 令和4年6月5日</td> <td>令和4年9月7日</td> </tr> <tr> <td>265,200円</td> <td>令和4年7月3日～ 令和4年7月10日</td> <td>令和4年9月7日</td> </tr> </tbody> </table>	件名	業者名	契約金額	契約期間	支出命令日	バス借上(上級研修会)	太平観光株式会社	157,360円	令和4年6月5日～ 令和4年6月5日	令和4年9月7日	265,200円	令和4年7月3日～ 令和4年7月10日	令和4年9月7日	<p>請求遅延が発生しないよう、業者へ速やかに請求書提出を促すことについて、あらためて課内で認識を共有する。また、催促の履歴(催促時の連絡手段や日時)が共有できるようなメモを残すことについて検討する。</p> <p style="text-align: right;">【青少年課】</p>			
件名	業者名	契約金額	契約期間	支出命令日														
バス借上(上級研修会)	太平観光株式会社	157,360円	令和4年6月5日～ 令和4年6月5日	令和4年9月7日														
		265,200円	令和4年7月3日～ 令和4年7月10日	令和4年9月7日														

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要																														
意見23	<p>○適切な備品管理について（P81）                      「備品台帳一覧表（所属別）」に掲載されている下記5点の備品の実査状況を確認したところ、青少年課内の備品実査については物品数が少ないため、目視による点検を年2回行っているのみで、実査記録も残していないとのことであった。しかしながら、区の所有する備品について、その管理責任を十分に果たすため、実査担当者及び設置場所、照合結果を含む実査記録を適切に作成・保存しておくことが望ましい。また、備品の管理ルール・マニュアルが整備されておらず、属人性のある実査業務となっていることから、備品の管理ルールについて明文化しておくことが望ましい。</p> <table border="1" data-bbox="240 415 1222 772"> <thead> <tr> <th>備品番号</th> <th>品名</th> <th>取得年月日 異動年月日</th> <th>価格</th> <th>設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20030178</td> <td>両肘付回転椅子</td> <td>平成20年5月15日 平成29年5月11日</td> <td>57,800円</td> <td>未記載</td> </tr> <tr> <td>20016126</td> <td>シュレッダー</td> <td>平成18年12月12日 平成29年7月25日</td> <td>540,000円</td> <td>未記載</td> </tr> <tr> <td>20089896</td> <td>コンピューター</td> <td>平成27年4月9日 平成29年4月1日</td> <td>72,000円</td> <td>未記載</td> </tr> <tr> <td>20128302</td> <td>コンピューター</td> <td>令和4年4月13日</td> <td>128,700円</td> <td>未記載</td> </tr> <tr> <td>1590855</td> <td>掲示板</td> <td>平成15年10月10日 平成31年3月12日</td> <td>70,000円</td> <td>未記載</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典:青少年課提出資料に基づき監査人作成)</p>	備品番号	品名	取得年月日 異動年月日	価格	設置場所	20030178	両肘付回転椅子	平成20年5月15日 平成29年5月11日	57,800円	未記載	20016126	シュレッダー	平成18年12月12日 平成29年7月25日	540,000円	未記載	20089896	コンピューター	平成27年4月9日 平成29年4月1日	72,000円	未記載	20128302	コンピューター	令和4年4月13日	128,700円	未記載	1590855	掲示板	平成15年10月10日 平成31年3月12日	70,000円	未記載	<p>今後は備品管理のルールや実査記録を作成し、備品管理の適正化を図る。</p> <p style="text-align: right;">【青少年課】</p>
備品番号	品名	取得年月日 異動年月日	価格	設置場所																												
20030178	両肘付回転椅子	平成20年5月15日 平成29年5月11日	57,800円	未記載																												
20016126	シュレッダー	平成18年12月12日 平成29年7月25日	540,000円	未記載																												
20089896	コンピューター	平成27年4月9日 平成29年4月1日	72,000円	未記載																												
20128302	コンピューター	令和4年4月13日	128,700円	未記載																												
1590855	掲示板	平成15年10月10日 平成31年3月12日	70,000円	未記載																												
意見24	<p>○収支報告書のあり方について（P81）                      委託業者の収支報告書を確認したところ、人件費項目の単価については、委託法人が設定した単価が記載されており、所管課では当初の見積りとの比較や、実績値に異常性が無いことについての確認は行っていたものの、詳細な検証・査定は行っていないとのことであった。当該収支報告書は、委託費の妥当性を検証するとともに次年度以降の予算要求の際の参考資料となるものであるため、収支報告書への記載方法を整備するなど改善を図る必要がある。収支報告書の記載については、可能な限り各法人で使用している財務諸表を基礎として収支報告を行うことができる仕組みを構築することが望ましい。</p> <table border="1" data-bbox="240 1108 1222 1270"> <thead> <tr> <th>件名</th> <th>契約方法</th> <th>業者名</th> <th>契約金額</th> <th>契約期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>江東区青少年相談事業運営委託</td> <td>随意契約2号に該当</td> <td>労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団</td> <td>7,975,000円</td> <td>令和4年4月1日～令和5年3月31日</td> </tr> </tbody> </table>	件名	契約方法	業者名	契約金額	契約期間	江東区青少年相談事業運営委託	随意契約2号に該当	労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団	7,975,000円	令和4年4月1日～令和5年3月31日	<p>委託事業者が作成する収支報告書については、詳細な記載方法を示していなかったが今後は記載方法を委託事業者と調整し、財務諸表等を基礎とした報告書の作成に努める。</p> <p style="text-align: right;">【青少年課】</p>																				
件名	契約方法	業者名	契約金額	契約期間																												
江東区青少年相談事業運営委託	随意契約2号に該当	労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団	7,975,000円	令和4年4月1日～令和5年3月31日																												
意見25	<p>○青少年問題協議会の委員数について（P82）                      青少年問題協議会は、区長が任命又は委嘱する委員（50名以内）によって組織され、本区の青少年の指導、育成、保護及び矯正のため「地方青少年問題協議会法」（昭和28年法律第83号第1号）に基づき、区長の付属機関として設置され随時開催している。青少年問題協議会の委員数に関して、江東区青少年問題協議会条例上「50人以内」としているが、現在は48人となっている。運営協議会の目的は、青少年の指導・相談等の具体的な実施計画について協議することであることから、青少年に係る情報を多人数に共有することが、青少年の健全育成並びに非行防止の実効を挙げるために役立つと考える。一方で、委員数が多くなるほど、委員の当事者意識の低下や、活発な議論が交わされにくくなる等のデメリットがあると想定される。本協議会の委員数に関して、委員数が適切であり、有用な議論ができているかどうかを検討しないまま、委員を選定し運営することは、協議会の効果を最大限に引き出すことができないおそれがある。そのため、青少年問題協議会について、青少年問題に係る情報共有や、より効果的な議論をするためにも委員が過不足なく選定されているかを定期的に検討することが望ましい。</p>	<p>委員については事務局の一存で見直しをすることはできないため、青少年問題協議会本会議の場などで現在委嘱している委員の妥当性について議題に上がった際は、新たな委員の選任や既存の委員の見直しについて検討したいと考える。</p> <p style="text-align: right;">【青少年課】</p>																														
意見26	<p>○青少年問題協議会における委員の出席状況について（P82）                      令和4年度において、青少年問題協議会は2回開催されている。各会の議事録を閲覧したところ、第1回、第2回ともに8名の委員の欠席が認められた。欠席理由を所管課に質問したところ、「基本的に欠席の際は事前連絡を依頼しているものの、理由については特段確認していない」旨の回答を得た。いずれも定足数は充足するものの、委員数に比して欠席者が多い状況にある。委員の選任にあたっては、候補者が業務や健康上の理由などにより協議会への出席が困難となる可能性がないか十分に検討されたい。</p>	<p>基本的に委員は関係機関の長を委嘱する旨を施行規則で定めていることから、多忙である等の理由で出席することができない委員も数名存在はしている。しかし、健康上の理由で参加が困難な場合は改選されることもあるので、選任に大きな影響はないと考える。委嘱当初から出席が困難である場合などについては、代理出席の依頼をするなど、臨機応変な対応に努めたい。</p> <p style="text-align: right;">【青少年課】</p>																														

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
意見27	<p><b>○亀戸地域における図書館サービスの充実と地域間格差の縮小について（P87）</b>                      亀戸地域は、東端に亀戸図書館しかなく、区内の図書館空白地域となっている。特に、亀戸北側（亀戸3丁目）においては、城東・亀戸両図書館に2キロメートル近く、徒歩で20分以上かかる地域も多い（例えば、亀戸天神～城東図書館はGoogleMapの検索によれば徒歩26分、亀戸図書館へは徒歩27分かかる）。区内には、亀戸地区以外では、このように図書館まで距離がある地域はほとんど存在していない。このような状況を鑑み、カメラアプラザ（江東区亀戸2丁目19-1 亀戸駅北口より徒歩約3分）1階入口脇に、図書の返却が可能なブックポストが設置されている。しかし、貸出・返却双方ができる枝川図書サービスコーナー等とは違い、あくまでも返却のみで、隣接する江東区の出張所においても貸出等図書館に関するサービスは行われていない。また、当返却ポストについてはホームページ等での周知もほとんど行われておらず、図書の返却案内に「カメラアプラザのブックポストでお返しいただけます」とあるだけで、その所在地（カメラアプラザの1階入口左脇にあること）についても確認できず、積極的な周知は行われていないように見受けられる。</p> <p>この点、空白地域に新たに図書館を整備するのは、住民サービスの向上としては歓迎されるものであるが、その財源を考えれば、現実的ではない。利用者の1人として、駅近くで図書の返却が行えるようになったことに感謝したい。しかしながら、カメラアプラザ1階のブックポストの横には、江東区の出張所も存在しており、部署を超えた連携があればオンライン予約を通じた図書の貸出や利用者登録を実施することも可能となる。駅周辺での返却貸出を行うコーナーは、他区でも設置されているところである（例えば、JR中央・総武線高円寺駅前の杉並区立図書館のサービスセンター<a href="https://www.library.city.suginami.tokyo.jp/facilities/ekimae.html">https://www.library.city.suginami.tokyo.jp/facilities/ekimae.html</a>）。</p> <p>財政支出を可能な限り抑え、現存の施設の蔵書を活用する形でもサービスの充実が可能であり、区内の図書館空白地域の住民に対しても一定の図書貸出サービスの提供を検討し、図書館サービスの地域間格差を是正する努力を検討されたい。なお、亀戸地域における図書館の利用として、隣接区のサービス（墨田区の横川コミュニティ会館；亀戸3丁目より徒歩5～15分程度）の利用は可能であることについては、付記しておきたい。</p>	<p>図書館機能を有する施設の整備は区全体の計画で定める必要があり、現在のところ亀戸地区における新たな図書館関連施設の整備計画はないが、今後、人口動態や区民ニーズを注視していく。</p> <p>なお、カメラアプラザの返却ポストについては、さまざまな機会をとらえ、広報誌等により、PRを強化していく。</p>
意見28	<p><b>○スマートフォンによる図書館カードのバーコード表示やマイナンバーカードによる図書館カードの実用化について（P87）</b>                      現在の江東区立図書館の図書館カードは、カードにバーコードと8桁の貸出券番号が印字されたものであり、スマホ画面等での提示には対応していない。しかし、隣接の墨田区では近年スマートフォンにおいて図書館カードの番号とバーコードを表示することができ、スマートフォンの画面提示を通じて図書の貸出が可能となっている。また、一部自治体ではマイナンバーカードを図書館カードとして利用することが可能となっている。</p> <p>現在、江東区立図書館で利用されているカード形式には2つの問題があるものとする。第1は、カードの発行コストである。第2は、カード忘れ・紛失・劣化への対応である。特に最近では多くの利用券やポイントカードがスマートフォン上でも表示できることとなり、カードを持ち運ぶ必要がないサービスが増えてきている。このため、特に若年層を中心に多くのカード類を持ち運ぶ習慣が薄れており、カード忘れや紛失も多くなる。カードを忘れた場合には、身分証明書の提示などの手続が必要となり、利用者・窓口担当者双方にとって負担となる。またカードはラミネート加工のため経年劣化や水分により剥がれ落ちやすく、再発行も頻繁に起こりうる。再発行では、利用者カードの番号が変更になってしまうことも不便な点である。このような利用者や職員の負担を軽減するためにも、スマートフォンでのバーコード表示が可能とし、カードの発行は希望者のみに限定するといった方策を検討されたい。江東区においても、スマートフォン用の図書館ホームページにおいて利用者カードのバーコード表示機能を追加することで実装が可能となる。これらについての導入の可能性について、区からは「次のシステム更新時に検討する」との回答をいただいている。しかしながら、スマートフォンの利用率の急速な拡大やスマートフォンによるバーコードの提示が一般化していることに鑑みれば、スマートフォンでのカード提示を標準的手続とし、従来の図書館カードの発行による負担を軽減されることが望ましいと考える。</p> <p>また、図書館カードについてはマイナンバーカードを利用できる自治体も出てきている（デジタル庁による事例の案内<a href="https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/localgovernment/mynumbercard-user-list">https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/localgovernment/mynumbercard-user-list</a>）。</p> <p>これらは直ちに住民にとってメリットを感じさせるものではなく、導入当初には初期コストも生じるが、中長期的な区民サービスのデジタル対応やコスト削減にとっては不可欠であることから、江東区においても具体的な対応を示すことが望まれる。</p>	<p>システム機器更新が令和6年9月～10月に実施され、その際のバージョンアップの一つとして、スマートフォン等の端末での貸出カード表示機能を追加し、利便性の向上を図る予定である。また、マイナンバーカードによる貸出について、導入している自治体があることは承知しており、現時点での導入の予定はないが、他自治体の動向やマイナンバーカードの普及状況等を今後も注視していく。</p>
意見29	<p><b>○開館時間の延長施策の再検討について（P88）</b>                      これまで多くの自治体図書館において、開館時間の延長が進められてきている。江東区においても、従来の開館時間が延長され休館日が減少し、より利便性が向上している。しかしながらコロナ禍を経て、開館時間を延長するだけでなく、開館時間を前倒しする（例えば朝9時から8時にする）といった取り組みへの要望も増えている状況にある。</p> <p>この点、開館時間を長くすることは職員の配置や運営コストにも大いに影響するので、住民サービスの向上につながるにしてもその実現には障害が多く、コストとベネフィットの見合いからの判断が必要となる。そこで、一部の図書館限定、或いは夏休み期間限定で朝の開館を前倒しするという方策について検討し、限られた資源や予算の範囲内でのより多くの利用者ニーズに応えられるような図書館運営が望ましいと考える。</p>	<p>開館時間の前倒しについては、今後もアンケート等における利用者のニーズを注視するとともに、他自治体の動向や費用対効果等も考慮しつつ、その必要性も含め検討していく。</p>

【江東図書館】

【江東図書館】

【江東図書館】

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要																				
意見30	<p><b>○各図書館の特徴の明確化と特徴の区民への周知について (P89)</b></p> <p>「令和4年度江東区立図書館サービス計画」においては、取組11に、「各館に特色を持たせる特徴的な資料収集を行います」と記載されている。なお、江東区では令和3年3月に「江東区立図書館経営方針」を公表しており、第2章「目指すべき図書館像」において「各館の特性や状況に応じたサービス内容の特色化」をあげている。</p> <p>また、平成29年1月公表「江東区立図書館ありかた検討について」II目指すべき図書館像でも「各館の特性や環境に応じたサービス内容の特色化」があげられている。</p> <p>令和2年度に行われた「江東区立図書館経営方針(素案)への意見募集の結果について」においても、「大学生や若い社会人が、より専門性の高い知識を得ることができる図書館にしてほしい。そのために、各図書館で得意とする専門分野を決めて、その図書館にその専門分野の書籍を集中させてほしい。」との意見が紹介され、それに対して区では「図書館全体としての蔵書構成に留意しつつ、各館の地域性等を活かした特徴ある蔵書を目指します。」と回答している。このことから、各館の特色を区民に伝えていくことの必要性はすでに十分に認識されているものと考えられる。</p> <p>このような方向性の中で、「令和4年度江東区立図書館サービス計画」取組11には、各館の特徴的な収集が記載されている。取組11の例をあげれば、たとえば東陽図書館では「ビジネス街に位置する特色を生かし、ビジネス支援につながる専門的な資料を積極的に収集します。特に企業のSDGsへの取り組みに関する資料を重点的に収集します。」とある。現在ビジネス支援については都内の多くの図書館(例えば、千代田区日比谷図書資料館、近隣では墨田区立ひきふね図書館が代表的である)が力を入れており、SDGsへの取り組みに関する資料の特集コーナーなども多く設けられているところである。しかしながら、江東区立図書館ホームページの東陽図書館の案内を見ると、「東陽図書館は、昭和60年5月18日設立されました。区内でも利用者の多い図書館です。平成17年4月1日にリニューアルオープンしました。」との記載しかない状況である。特にビジネス支援サービスなどについては、Webでの情報が非常に重要である。例えば墨田区では、ひきふね図書館において次のようにビジネス支援に関してホームページにて開示されている(<a href="https://www.library.sumida.tokyo.jp/contents?6&amp;pid=3375">https://www.library.sumida.tokyo.jp/contents?6&amp;pid=3375</a>)。</p> <p>現在、江東区立図書館では、各館の特徴等の重要な情報が、各館案内のトップページに記載されていない。この点、各図書館の特徴をどう設定していくかは今後の課題でもあるが、少なくとも現時点で利用者に伝えることができる各館の特徴について、各図書館の掲示や図書館ホームページ等で明確にすることは急務であると考えられる。そして、このような重要な取り組みは、それが区民に理解されて効果が生じるものである。江東区の場合、徒歩圏内に複数の図書館が存在することも多いので、各館の特徴を明示することで、利用者の図書館の選択利用も促すことができる。資源の効率的活用という観点からも、限られた予算の中で資料を収集していく中で、必要に応じて各館で資料を融通して重複を排除し、各館ごとの特徴を持たせていくことは重要な取り組みである。またそれぞれの図書館で実施できるイベント等も有限であるため、各館の特徴を明確にして特徴に合わせたイベントを行っていくことは重要である。</p> <p><b>【令和5年度図書館サービス計画 取組11 資料の充実】</b></p> <table border="1" data-bbox="240 1241 1018 1927"> <thead> <tr> <th>図書館</th> <th>取組内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>江東</td> <td>共同書庫・閉架書庫を活用し、江東区立図書館として1冊は残すべき図書及び雑誌のバックナンバーの保存・提供を行います。</td> </tr> <tr> <td>東陽</td> <td>江東区立図書館の収集方針に基づき資料を収集するほか、ビジネス街に位置する特色を生かし、ビジネス支援につながる専門的な資料を積極的に収集します。</td> </tr> <tr> <td>豊洲</td> <td>人気のある多言語の学習講座に連携した多言語資料を積極的に収集します。</td> </tr> <tr> <td>東雲</td> <td>自館の収集分担である「外国文学」、「外国語資料」、「臨海部・東京湾関連」に加え、子育て支援につながる資料を積極的に収集します。</td> </tr> <tr> <td>城東</td> <td>自館の収集分担である「日本文学」に加え、館の特色テーマ「多文化」に関する資料を積極的に収集します。</td> </tr> <tr> <td>亀戸</td> <td>多言語に触れるきっかけになる多言語資料を多く取り入れ、充実させます。</td> </tr> <tr> <td>砂町</td> <td>蔵書構成に力を入れ、特色である「商業・マーケティング」や「社会科学」の資料収集を積極的に行います。利用者層を鑑み、健康・介護・趣味等の資料を収集し、関連イベントを企画します。</td> </tr> <tr> <td>東大島</td> <td>自館の収集分担「環境」「公害」に加え、高齢者の利用が多いことを踏まえ「健康」「介護」「相続・遺言を中心とする法律問題」に関わる最新の情報資料を積極的に収集します。</td> </tr> <tr> <td>こどもプラザ</td> <td>対象年齢や時代に合わせた幅広いジャンルの資料を収集し、事業にも絡めて、充実を図ります。</td> </tr> </tbody> </table>	図書館	取組内容	江東	共同書庫・閉架書庫を活用し、江東区立図書館として1冊は残すべき図書及び雑誌のバックナンバーの保存・提供を行います。	東陽	江東区立図書館の収集方針に基づき資料を収集するほか、ビジネス街に位置する特色を生かし、ビジネス支援につながる専門的な資料を積極的に収集します。	豊洲	人気のある多言語の学習講座に連携した多言語資料を積極的に収集します。	東雲	自館の収集分担である「外国文学」、「外国語資料」、「臨海部・東京湾関連」に加え、子育て支援につながる資料を積極的に収集します。	城東	自館の収集分担である「日本文学」に加え、館の特色テーマ「多文化」に関する資料を積極的に収集します。	亀戸	多言語に触れるきっかけになる多言語資料を多く取り入れ、充実させます。	砂町	蔵書構成に力を入れ、特色である「商業・マーケティング」や「社会科学」の資料収集を積極的に行います。利用者層を鑑み、健康・介護・趣味等の資料を収集し、関連イベントを企画します。	東大島	自館の収集分担「環境」「公害」に加え、高齢者の利用が多いことを踏まえ「健康」「介護」「相続・遺言を中心とする法律問題」に関わる最新の情報資料を積極的に収集します。	こどもプラザ	対象年齢や時代に合わせた幅広いジャンルの資料を収集し、事業にも絡めて、充実を図ります。	<p>各館の特性を生かして収集した資料については、各館の展示企画やイベント開催の際に活用することで利用者の周知につなげている。ビジネスに特化している東陽図書館では「テレワーク」などを題材にした展示を行うほか、「ビジネス支援講座」などの講座を開催している。引き続き展示等を活用しながら、各館の掲示等によって周知を促していくほか、各館の特徴を踏まえたホームページの記載についても検討を行う。</p>
	図書館	取組内容																				
江東	共同書庫・閉架書庫を活用し、江東区立図書館として1冊は残すべき図書及び雑誌のバックナンバーの保存・提供を行います。																					
東陽	江東区立図書館の収集方針に基づき資料を収集するほか、ビジネス街に位置する特色を生かし、ビジネス支援につながる専門的な資料を積極的に収集します。																					
豊洲	人気のある多言語の学習講座に連携した多言語資料を積極的に収集します。																					
東雲	自館の収集分担である「外国文学」、「外国語資料」、「臨海部・東京湾関連」に加え、子育て支援につながる資料を積極的に収集します。																					
城東	自館の収集分担である「日本文学」に加え、館の特色テーマ「多文化」に関する資料を積極的に収集します。																					
亀戸	多言語に触れるきっかけになる多言語資料を多く取り入れ、充実させます。																					
砂町	蔵書構成に力を入れ、特色である「商業・マーケティング」や「社会科学」の資料収集を積極的に行います。利用者層を鑑み、健康・介護・趣味等の資料を収集し、関連イベントを企画します。																					
東大島	自館の収集分担「環境」「公害」に加え、高齢者の利用が多いことを踏まえ「健康」「介護」「相続・遺言を中心とする法律問題」に関わる最新の情報資料を積極的に収集します。																					
こどもプラザ	対象年齢や時代に合わせた幅広いジャンルの資料を収集し、事業にも絡めて、充実を図ります。																					
		【江東図書館】																				

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
意見31	<p><b>○図書館におけるイベントの申込方法の改善を通じた住民サービス向上と職員の負担軽減について (P90)</b></p> <p>現在、江東区立図書館における多くのイベントは、各館への電話または窓口での申し込みとなっている。イベント参加にあたっては図書館開館時間中に、イベントの行われる図書館の窓口に来館または電話しなければならない、利用者にとって不便である。あわせて、個別対応となるために当該業務に対して職員が窓口対応や電話対応の労力・時間を割く必要がある。イベントについては一元的な予約システムにより一括管理とし、Web申込ができない事情がある参加者のみ、窓口または電話対応とすべきである。</p> <p>システム導入当初は職員・利用者双方も不慣れなことから、これまで通りの窓口や電話対応を求める区民も予想され、サービス低下との批判を受ける可能性もあるが、中長期的には利便性向上や予約にかかるコスト削減に寄与するものである。生涯学習の上で図書館での各種イベントは大変重要なものであり、また今後はPCやスマートフォンを使いこなす高齢者もますます増加することが予想され、窓口や電話以外での申込が可能となることは、（一部から批判を受けることがあるとしても）より多くの区民の希望にかなうものである。</p> <p>あわせて、イベントの案内や申込については、案内にQRコードを明示することで、申込だけではなく周知についてもWebへの誘導を図るべきである。また、イベントの申込がオンラインシステムで一括化することにより、区民にとって過去の参加履歴等を参照でき生涯学習の観点から有効であり、区にとっても区民のイベント参加の傾向が見える化することは、データを用いたより効果的な生涯学習施策の立案にも有用であることを付記しておきたい。</p>	<p>今年度、区において全庁的な活用を推進しているL o G oフォームの活用を、一部の館のイベント申し込みにおいて実施した。今後、全館での導入を進め、より多くの区民が申し込みしやすい方法によりサービス向上と職員の負担軽減を図っていく。</p> <p style="text-align: right;">【江東図書館】</p>
意見32	<p><b>○ケイタイサイト（いわゆるガラケーサイト）の必要性について (P91)</b></p> <p>図書館サイトには、PCサイト、スマートフォンサイトのほかに、ケイタイサイト（ガラケーサイト）が存在している。図書館サイトは、不正アクセスや個人情報の漏洩、データ改ざん等を防ぐための暗号化通信方式の最新バージョンである「T L S 1 . 2」を採用している。しかし、ほとんどのいわゆるガラケーは「T L S 1 . 2」に対応していないため、ケイタイサイトにおいても図書館の多くのページにアクセスできない。また、最近始まった電子図書館においては当初よりスマホでの閲覧が可能な仕様となっていない。このような状況の下で、システム業者に対しては、ケイタイサイト運用のための追加費用が毎年支払われている。PC向けサイト・スマホ向けサイト・ケイタイサイトを並行して運用していくことでシステム運用コストが増加（契約書を参照したところ、ケイタイサイトの保守費用として年間4万円が計上されている）するが、ケイタイサイトへの訪問者数はあまり期待できない。さらに、いわゆるガラケーのほとんどからは「T L S 1 . 2」を採用する図書館の多くのページにアクセスできないため、本ケイタイサイトがスマホを保有しない高齢者等にとっても使い勝手の良いものとはなっていない。ケイタイサイトの運用を続けていることについて、区からは「スマホを持たない高齢者等への利便性確保」との回答をいただいたが、そもそも図書館サイトに限定的にしかアクセスできないので、スマホを保有しない区民にとっても利便性の確保は図られていない。</p> <p>多くのホームページや電子図書館にアクセスできないにもかかわらず、運用コストを追加的に支出しているケイタイサイトの運用の必要性について検討されることが望ましい。</p>	<p>ケイタイサイトを無くすことによって、既存のサービスの低下につながるため、現時点での廃止は考えていないが、システム更新の際に実績や課題を整理したうえで検討していく。</p> <p style="text-align: right;">【江東図書館】</p>

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
意見33	<p><b>○電子図書館運営における入札の応募者確保と仕様書の改善について (P91)</b></p> <p>令和5年7月より開始された電子図書館事業のプロポーザル形式による入札において、応募が1事業者であり、当該業者に落札された。提供期間は、令和5年5月1日より令和6年3月31日であった。なお、電子図書館は、令和5年7月1日現在、日本の全自治体のうち28.4%が導入し、電子図書館が利用可能な基礎自治体の人口比率は60.7%となっている（出典：一般社団法人電子出版制作・流通協議会 <a href="https://aebs.or.jp/pdf/Electronic_Library_20230701.pdf">https://aebs.or.jp/pdf/Electronic_Library_20230701.pdf</a>）。なお、入札要件として契約時点で「洋書が提供可能であること。提供可能なコンテンツ数は100万点以上、言語数は50言語以上あること。」という要件を満たすことが記載されている。電子図書館は原則24時間運用であり、職員等が利用できるヘルプデスク（サポート窓口）を開設することも求められているが、ヘルプデスクの対応時間は入札仕様書には明記されていなかった。</p> <p>現在、電子図書館業界は寡占状況であることから、特定業者による落札の可能性が高く、多くの事業者の応募は必ずしも期待できない事情はあるものの、競争性を確保しつつ適正な価格での契約を可能とするために、複数業者の入札可能性を確保する取り組みが必要である。</p> <p>競争性の確保に当たっては、入札の仕様書の工夫が必要である。仕様書における電子図書館事業の事業目的を見ると、「江東区立図書館への来館が困難な利用者及び中高生や小学校高学年の児童・生徒の読書活動の推進のため」とされている。電子図書館の事業目的に照らして、事業開始時点で洋書のコンテンツ数100万や言語数50という要件を満たすことは、要件として適切かどうかの再検討が必要である。現に、令和5年9月現在では江東区立図書館における区民への電子図書館の貸出は1人当たり2冊までとなっており、「江東区立図書館への来館が困難な利用者及び中高生や小学校高学年の児童・生徒の読書活動の推進のため」という事業目的と照らし合わせると、仕様書において洋書に関連してこのようなコンテンツ数や言語数の要件を掲げることは疑問に残る。特に、仕様書において多くの要件を求めることは、特定業者のみの応募となり他業者の応募を排除する要因となりかねないので、仕様書における要件は最低限にすることが求められる。</p> <p>また、仕様書においては洋書について要件として明記されているものの、プロポーザルにおける評価基準で洋書に関する項目はない。このことから、仕様書に設定された要件は不当に要求水準が高いものであり、入札を希望する業者を限定することにならないよう仕様書において求める要件は必要最小限の項目とすべきことを付言したい。</p> <p>一方で、仕様書においてはヘルプデスクを開設することは求められているが、対応時間については明記されていない。仮に電子図書館運用と同じく24時間対応を求められる場合と、図書館開館時のみでの対応とするかにより、応募業者に生じるコストは大きく異なってくる可能性がある。住民サービスとコスト双方の観点から、区として業者に求めるサポート体制をより透明化したうえで、適正な価格での入札が促されるべきである。</p>	<p>次期プロポーザル実施時には、今年度開始した電子図書館の実際の運用状況を鑑み、課題等を整理し必要な要件を精査した仕様とする。</p> <p style="text-align: right;">【江東図書館】</p>
意見34	<p><b>○電子図書館等のシステム導入時におけるベンダーロックインを防ぐ方策について (P92)</b></p> <p>電子図書館では、（書籍購入で毎年納入業者を選定するのとは異なり）一度採用した電子図書館システムを長期間にわたって継続して利用する傾向が生じやすい。電子図書館の場合、業者により操作性などが異なり、利用者や職員の習熟度を考えると、一度採用したシステムを他のシステムへと転換するのが難しくなりがちなためである（いわゆる「ベンダーロックイン」）。</p> <p>次年度以降の契約における留意点としては、（通常の本の発注とは異なる電子図書館の次年度以降の契約変更が難しくなりがちな特性を十分に理解したうえで）他業者の入札が可能になり電子図書館業務の競争性が確保できるような仕組みづくりが必要である。</p> <p>図書館の指定管理業者と電子図書館の納入業者は同一であることがあるが（同一であることを批判する意図はないことを付記しておく）、そのような場合であっても、指定管理業者が有利になることがないように注意し、他業者の入札可能性を確保する試みはより重要となる。また、単年度の契約であるにもかかわらず長期にわたり同一の業者により業務が行われ、他の業者の入札可能性が損なわれた場合には、電子図書館事業における競争性や適正性が確保できない。しかしながら、現状では中長期的に見た電子図書館事業の競争性を確保する手立てが十分に考慮されていない。そこで、次年度以降において、常に複数の業者の入札可能性を確保できるような具体的な手立てを講じる必要がある。</p>	<p>本件プロポーザルでは、履行状況によって2カ年度までの更新を可能としている。仕様にて、利用者・職員の操作性やサポート体制について記載しているが、次回以降のプロポーザルではシステム間の円滑な移行についての要件も含めることで他システムへ乗り換えた場合にも利用者への負担が極力かからないよう検討するとともに、意見33への回答とあわせて、より多くの事業者が参加できるような対策を講じていく。</p> <p style="text-align: right;">【江東図書館】</p>

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
意見35	<p><b>○図書館間の蔵書・資料移動の車両運用の効率化と脱炭素政策の促進について（P93）</b>                      現在、図書運搬用の車両2台が休館日を除くほぼ毎日2ルートで午前・午後で図書館間を行き来して蔵書や資料の移動を行っている。また、配本用車両1台が区内施設・区外施設（国会図書館・都立中央図書館・区外公立図書館等）へ主に図書館開館日の平日や館内整理日に運行している。                      各車両での運搬冊数等のデータについて区に問い合わせたところ、そのようなデータはないとのことであった。区内の図書運搬用の車両が2台で1日2回の運搬により多くの車両コスト・人件費が生じ、CO2を排出している。                      蔵書等が図書館間を頻繁に移動することは、区民の観点からすれば必要な図書や各種資料をより迅速に入手できることとなり、ありがたいことである。しかしながら、運用コスト（車両代・ガソリン代・人件費等）の低減や脱炭素政策の促進といった観点からは、蔵書や資料の移動については、午前・午後で別ルートを巡回するなどの工夫を進め、可能な限り車両台数を減らす（例えば、現行の図書運搬用の車両2台を1台にする等）方策を検討すべきである。                      現在、他業界を見ると、コンビニや外食産業など各社でも、各店舗への配送回数の削減を進めている。図書館においても、コスト節減はもちろんであるが、環境対策や運転士不足といった問題にも先手を打った施策を導入すべきである。あわせて、日曜日の配送中止なども検討されたい。普通郵便の配達も現在土曜日・日曜日には行われなくなっているなど、周辺状況も従来とは変化しており、また環境対策への理解も得られやすくなっていることから日曜日の配送や配送頻度について利用状況に応じた対応を検討されたい。</p>	<p>図書の運搬量は、毎回江東図書館を出発する際、ほぼ満杯であることや、委託業者の負担も鑑みると、日曜日の配送を廃止することは、利用者サービスの低下を招くことから、現状から車両台数を減らすことは困難である。ただし、これまでも車両の運用にあたっては、有明こども図書館の開館にあわせてルートを見直すなど効率化に努めており、引き続き環境負荷の低減にも配慮した運用に努める。</p>
意見36	<p><b>○オンラインデータベースのニーズに応じた契約本数の適正化と利用者への周知について（P93）</b>                      オンラインデータベースの契約があるが、アクセス数は限定されている。また、複数ライセンス契約が行われている事例があるが、その根拠は明確ではない。複数契約しているオンラインデータベースについてその理由を区に問い合わせたところ、「江東区立図書館全館で一つの契約を締結しており、複数館で同時アクセスを可能とするため」とのことであったが、現在図書館が契約しているデータベースは1つのライセンスとなっている場合、複数ライセンスを有する場合双方があるのが実態であり、各データベースの契約ライセンス数の根拠に関する具体的な回答は得られなかった。                      ちなみに、「令和4年度江東区のとしょかん」35頁にはオンラインデータベースの使用件数が記載されており、ヨミダス歴史館（読売新聞）はライセンス数が1で年間アクセス数が444、日経テレコン21（日本経済新聞）は、ライセンス数が2で年間アクセス数が315であった。また、次年度も同じデータベースとライセンス数で予算申請しているとのことであった。このように利用数の少ないデータベースが複数ライセンス契約になっていたり、利用数が多いが1ライセンス契約になっていたりする事例がある。現在のアクセス数からすると、1日平均アクセス数は区内図書館全体で多くても2件を上回らない状況で、複数ライセンスが必要なだけのアクセス実績を有するオンラインデータベースは見られなかった。しかしながら、複数ライセンスについては、それだけ多くの費用が生じることとなる。                      この点、オンラインデータベースはライセンス数により契約金額が変化することを前提に、中長期的には利用実績を鑑みた適切な契約本数での契約とすべきである。現在2以上のライセンスとしている契約については、今後の周知度の向上により大幅に利用は増加することも考えられるので、直ちにライセンス数を減らすのではなく、データベースの周知度の向上を第一とし、その後も利用が伸び悩むようであればライセンス数の削減を検討すべきである。</p>	<p>図書館では、幅広い調べもの支援の一環としてデータベースを用意している。また、データベースの導入により紙媒体での資料を減らすことができ、書架スペースのスリム化や購入コストの削減につながる。今後については、利用実績も考慮しながら、SNSや館内掲示等の広報活動や、データベースを用いたイベント等を実施することにより利用促進を図る。</p>

【江東図書館】

【江東図書館】

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
意見37	<p><b>○オンラインデータベースのプリントアウトサービスの全館における提供を通じた利用者サービス向上と生涯学習の促進について (P94)</b></p> <p>オンラインデータベースについては、江東・深川・東陽・豊洲の4館ではプリントアウト（有料）ができるが、他館ではデータベースの利用はできても、プリントアウトすることができない（参考 <a href="https://www.koto-lib.tokyo.jp/Portals/0/20220401online.pdf">https://www.koto-lib.tokyo.jp/Portals/0/20220401online.pdf</a>）。</p> <p>また、プリントアウトすることができる図書館に関する情報は、図書館のオンラインデータベースのトップページ（<a href="https://www.koto-lib.tokyo.jp/tabid183.html">https://www.koto-lib.tokyo.jp/tabid183.html</a>）からでは確認できず、さらにPDFの案内をダウンロードしてPDFファイルの右上の小さな文字で確認できるのみである。また、プリントアウトができない城東図書館を視察したが、PCコーナーにおいて、オンラインデータベースを利用できることを示す情報の掲示が見当たらなかった。</p> <p>オンラインデータベースの利用により過去の新聞記事などの検索は、利用者の立場からは新聞の縮刷版から探すよりも大幅な時間短縮や関連する記事の一括検索も容易になる。また、図書館におけるレファレンスサービスもオンラインデータベースの活用により高度かつ迅速な情報提供が可能となる。</p> <p>オンラインデータベースは非常に有用であり、生涯学習の観点からもデジタル化の観点からも今後より積極的な利用が期待される場所であるが、亀戸・城東・砂町・東大島図書館ではデータベースは利用できてもプリントアウトができない。このことは利用者にとって不便であるばかりでなく、高額なデータベースという資源の有効活用が図られていない点も問題である。区立図書館が契約するオンラインデータベースは、過去の新聞検索（日経・朝日・読売・毎日）ができるデータベースが中心であるが、過去の新聞記事をプリントアウトするニーズは高いものと思われるが、新聞記事を探し出してもそれをプリントアウトすることができない。また、（プリントアウトできる図書館でも）データをUSBメモリ等に保存することもできない。このように、データベースを導入しながら、そのデータベースを利用者が効果的に活用できない状況である。また、プリントアウトできる図書館とそうでない図書館間で、サービス水準に差が生じている状況である。</p> <p>オンラインデータベースのプリントアウトにつき、データベース提供館全体で可能とし、各館のサービス水準の平準化と利用者サービスの向上を図ることが望ましいと考える。なお、プリントアウトについてはすでに可能な館（例えば、東陽図書館）で行っているように、利用者に対して提供しているコピー機から出力を可能にすればよく、追加的なスペースや機器は不要であると考えられるため、早急な導入を検討されたい。また、オンラインデータベースが利用可能であることについて、より積極的な周知を図るべきである。生涯学習や図書館のデジタル化対応の観点からも、図書館におけるオンラインデータベースの利用促進は不可欠であると考えられる。</p>	<p>プリントアウトサービスを導入している館の実績や費用対効果を考慮しつつ、利用者のニーズ等も踏まえ、導入の可否について検討を行っていく。</p> <p style="text-align: right;">【江東図書館】</p>
意見38	<p><b>○区内図書館での同一図書の複数発注に関する対応について (P95)</b></p> <p>図書館は区内に複数あり、書籍は図書館ごとに個別発注している。一括発注では、重複発注の排除や選書にかかるコストが低減できるというメリットがある一方、個別発注においては、選書という図書館における重要機能を向上させることができ各館の特徴を確立できるとともに、選書にかかわる職員の主体性や士気の向上といったメリットもある。一括発注と個別発注のいずれが望ましいかについては、コスト以外の側面も考慮されるべきであり、一概に決定できるものではない。しかし、個別発注を採用する際には、同一の書籍を区内の図書館で複数発注する可能性が高くなり、各館の発注調整をどのように行うかが課題となる。特に高価な書籍や利用の少ない分野での重複発注は、限られた予算の効率的な執行に反することとなる。重複発注に関する方針について区に質問したところ、「高価な書籍や、利用の少ない分野の書籍は二次選定を行う江東図書館で購入しているケースが多い。」との回答であった。現行の江東区立図書館の選書基準では、「一般書の複本購入については原則として各館3冊を上限」とあるだけで、各館で購入予定図書が重複した場合の調整等は、明文化されていない。</p> <p>限られた予算の中で多様な書籍を購入するためには、各館での個別発注を行うにしても、重複発注への一定の配慮が求められる。もちろん、区民からの貸出・閲覧ニーズが高い書籍が各館で発注され、区立図書館全体で複数冊の蔵書となることを否定するものではない。限られた予算の中で、区立図書館全体で多様な蔵書構成を確保することを望むものである。</p>	<p>各館の発注については、二次選定の際に中央館である江東図書館・深川図書館にて確認している。同一書籍の複数館での発注については、必ずしも特定の本を求めて来館される方ばかりではないため、複数館に同じ本があることによって新たな本との出会いにつながるメリットもある。今後も予算や必要性を判断し選書を行っていく。</p> <p>なお、複数発注への配慮として中央館にて発注状況を確認しつつ、状況に応じて不要な重複発注を取り消すなどの対応を行っており、今後も多様な蔵書構成にも配慮した選書を行っていく。</p> <p style="text-align: right;">【江東図書館】</p>



番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
意見39	<p><b>○館内OPAC専用PC端末の台数の適正化と図書館スペースの有効活用について (P95)</b></p> <p>区内各図書館で、OPAC（蔵書検索・貸出予約）専用端末が複数台設置されている。OPACは館外のPCで可能であるほか、館内でもスマホや各自が所有するPCで利用が可能である。このような状況の下で、各図書館館内で蔵書検索や予約のためのOPAC専用端末を利用する必然性は従前と比較して少なくなっており、利用頻度も少ないように見受けられる。例えば城東図書館の場合、PCコーナー後方に3台のOPAC専用端末（大人用）が設置されているが、訪問時には誰も利用していないか1台のみ使われているといった状況であった。また、館内のOPAC専用端末には、大部分に椅子が備え付けられていない。利用頻度の少ないPCであっても、リース費用等は固定的に生じる。また、館内の限られたスペースが利用頻度の少ない機器により占有されることは、スペースの有効利用の観点からも望ましくない。蔵書検索・貸出予約での短時間利用を前提としているために椅子等を備え付けていないものと思われるが、高齢者や障害者にとって使い勝手の良い仕様とは言い難い状況である。</p> <p>館内のOPAC専用端末の台数については利用状況に応じて見直すとともに、スペースを別の用途に転用するなどして、有効活用すべきである。ほとんどの利用者がスマートフォンを保有している現状から、蔵書検索・予約は各自のPCやスマートフォン等での検索を推奨することが望まれる。利用者にとっては各自のPCやスマートフォンでOPACの機能を利用した方が、予約等の際に求められる貸出券番号やパスワードの毎回の入力も不要となるため、館内OPAC専用端末を利用するのと比較して利便性に勝る点がある。また、共用PCに貸出券番号や暗証番号を入力することでしばしば問題となる個人情報の漏洩等を考えても、利用者が個人で保有するPCやスマートフォン等の利用を推奨・周知することが望ましい。</p>	<p>OPACについては、スマートフォンと比較して操作がしやすいなどの利点もあり、利用者にとって必要な機器と認識している。今後、利用状況を踏まえつつ、機器更新にあわせて適正な台数となるよう精査していく。各館におけるスペースの問題や利用状況等により椅子の設置状況は異なるが、引き続き利用者の声を聞きながら必要に応じてレイアウトを検討していく。また、情報漏洩については使用後のログアウトをお願いするとともに、一定時間を過ぎると強制的にログアウトされる仕様としている。</p> <p style="text-align: right;">【江東図書館】</p>
意見40	<p><b>○「生涯にわたり学習できる環境の充実」の指標に非来館の図書館サービス利用者を含める必要性について (P99)</b></p> <p>「江東区長期計画」では「施策13 生涯にわたり学習できる環境の充実」の指標として図書館来館者数（年間）があげられているが、令和4年度にWebレファレンスサービスの開始、令和5年度に電子図書館の導入など図書館サービスの多様化に伴い、来館者以外にも図書館サービスの利用者は増えていくことが予想される。非来館者向けサービスの充実は図書館利用層の拡大にもつながることから、図書館来館者数だけでなく、非来館で図書館サービスを利用している人も指標に含めることが望ましい。</p>	<p>非来館型サービスである電子図書館は、今年度サービスを開始したところであり現時点で指標としての設定は考えていないが、今後の利用状況やその他の非来館型サービスの動向を注視しながら、将来的な指標の必要性については研究していく。</p> <p style="text-align: right;">【江東図書館】</p>
	<p><b>○「取組」を評価するための定量的目標の設定について (P100)</b></p> <p>図書館は、経営方針において、目指すべき図書館像を実現するための具体的な取組については、各図書館にて内容を毎年度設定し、それらを取りまとめサービス計画として策定することで、経営方針に基づく具体的な取組を推進することとしている。</p> <p>また、サービス計画の推進にはPDCAサイクルを取り入れ、取組結果を評価し、次年度のサービス計画の内容に反映させることでサービス改善を図っていくとしている。</p> <div data-bbox="252 1318 905 1633" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <pre> graph TD     Plan[Plan(計画) サービス計画策定] --&gt; Do[Do(実行) サービス計画の実行]     Do --&gt; Check[Check(評価) サービス計画の達成状況の 評価]     Check --&gt; Action[Action(改善) 次期サービス計画検討]     Action --&gt; Plan             </pre> </div> <p>PDCAサイクルのCheck（評価）として、図書館は「江東区立図書館サービス計画」及び「江東区こども読書活動推進計画」で掲げられた取組に対する評価を実施し、それぞれ「江東区立図書館サービス計画取組実績」、「江東区こども読書活動推進計画評価票」として公開している。</p> <p>目指すべき図書館像を実現するため方策を具体的な行動にまで落とし込み、取り組んでいる点は、区の生涯学習事業にも大きく貢献していると考えられる。</p> <p>但し、具体的な取組内容によって達成されるべき目標が必ずしも数値として定量的に設定されていないため、「取組の結果、目標が達成されたか」が客観視できない。</p> <p>例えば、令和3年度計画において「柱2 生涯学習を支援する図書館」「③蔵書やレファレンス機能の充実」のための「取組11 資料の充実」に対する具体的な取組は以下のように示されている。</p>	<p>令和8年度からの次期経営方針の策定の中で、現在図書館サービスの指標を設定している「教育推進プラン・江東」や「こども読書活動推進計画」との整合性も踏まえつつ、定量的な指標の設定の必要性について、検討していく。</p>

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要																																																			
意見41	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">取組11</th> <th>資料の充実</th> </tr> <tr> <td>取組概要</td> <td colspan="2">                     ○図書館全体としての体系的な蔵書構成に留意しつつ、各館の地域性等を活かした特徴ある蔵書を目指します。                      ○計画的に除籍を行いながら、一般的資料から専門的な資料まで全分野にわたる資料の収集と需要の多い資料の複本数の確保との両立を図ります。                      ○公共図書館として「多様な資料を持ち続ける場」としての機能を果たします。                 </td> </tr> <tr> <th>図書館</th> <th>取組内容</th> <th>時期</th> </tr> <tr> <td>全館</td> <td>区立図書館全体として幅広く資料を収集するとともに、各館に特色を持たせる特徴的な資料収集を行います。</td> <td>通年</td> </tr> <tr> <td>東陽</td> <td>収集方針に基づく収集のほか、企業が多い立地を活かしビジネス支援につながる専門的な資料を積極的に収集します。</td> <td>通年</td> </tr> <tr> <td>東雲</td> <td>自館の収集分担である「外国文学」、「外国語資料」、「臨海部・東京湾関連」に加え、子育て支援につながる資料を積極的に収集していきます。</td> <td>通年</td> </tr> <tr> <td>亀戸</td> <td>オリンピック・浮世絵・外国語資料を充実させます。</td> <td>随時</td> </tr> <tr> <td>東大島</td> <td>自館の収集分担「環境」「公書」に加え、高齢者の利用が多いことを踏まえ「健康」「介護」に関わる最新の情報資料を積極的に収集します。</td> <td>通年</td> </tr> </table> <p>(「令和3年度江東区立図書館サービス計画」)</p>	取組11		資料の充実	取組概要	○図書館全体としての体系的な蔵書構成に留意しつつ、各館の地域性等を活かした特徴ある蔵書を目指します。 ○計画的に除籍を行いながら、一般的資料から専門的な資料まで全分野にわたる資料の収集と需要の多い資料の複本数の確保との両立を図ります。 ○公共図書館として「多様な資料を持ち続ける場」としての機能を果たします。		図書館	取組内容	時期	全館	区立図書館全体として幅広く資料を収集するとともに、各館に特色を持たせる特徴的な資料収集を行います。	通年	東陽	収集方針に基づく収集のほか、企業が多い立地を活かしビジネス支援につながる専門的な資料を積極的に収集します。	通年	東雲	自館の収集分担である「外国文学」、「外国語資料」、「臨海部・東京湾関連」に加え、子育て支援につながる資料を積極的に収集していきます。	通年	亀戸	オリンピック・浮世絵・外国語資料を充実させます。	随時	東大島	自館の収集分担「環境」「公書」に加え、高齢者の利用が多いことを踏まえ「健康」「介護」に関わる最新の情報資料を積極的に収集します。	通年																												
	取組11		資料の充実																																																		
	取組概要	○図書館全体としての体系的な蔵書構成に留意しつつ、各館の地域性等を活かした特徴ある蔵書を目指します。 ○計画的に除籍を行いながら、一般的資料から専門的な資料まで全分野にわたる資料の収集と需要の多い資料の複本数の確保との両立を図ります。 ○公共図書館として「多様な資料を持ち続ける場」としての機能を果たします。																																																			
	図書館	取組内容	時期																																																		
全館	区立図書館全体として幅広く資料を収集するとともに、各館に特色を持たせる特徴的な資料収集を行います。	通年																																																			
東陽	収集方針に基づく収集のほか、企業が多い立地を活かしビジネス支援につながる専門的な資料を積極的に収集します。	通年																																																			
東雲	自館の収集分担である「外国文学」、「外国語資料」、「臨海部・東京湾関連」に加え、子育て支援につながる資料を積極的に収集していきます。	通年																																																			
亀戸	オリンピック・浮世絵・外国語資料を充実させます。	随時																																																			
東大島	自館の収集分担「環境」「公書」に加え、高齢者の利用が多いことを踏まえ「健康」「介護」に関わる最新の情報資料を積極的に収集します。	通年																																																			
<p>上記に対する評価（※）は以下の通りとなっている。</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">取組11</th> <th>資料の充実</th> <th>評価</th> </tr> <tr> <td>取組概要</td> <td colspan="2"></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○図書館全体としての体系的な蔵書構成に留意しつつ、各館の地域性等を活かした特徴ある蔵書を目指します。</td> <td colspan="2"></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>○計画的に除籍を行いながら、一般的資料から専門的な資料まで全分野にわたる資料の収集と需要の多い資料の複本数の確保との両立を図ります。</td> <td colspan="2"></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>○公共図書館として「多様な資料を持ち続ける場」としての機能を果たします。</td> <td colspan="2"></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td colspan="4">総括</td> </tr> <tr> <td colspan="4">【全体的な評価】 2.0</td> </tr> <tr> <td colspan="4">各地域館が一次選書をし、中央館が二次選書で確認や調整を行うことで、中央館が各館の選書傾向を把握するとともに、選書の偏りや漏れをなくした。</td> </tr> <tr> <td colspan="4">【主な取組実績】</td> </tr> <tr> <td>江東</td> <td colspan="2">各地域館で一次選書、中央館で二次選書を行うことで、地域の実情に応じた特色ある選書とともに、全体の調整による幅広い資料収集に努めた。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東陽</td> <td colspan="2">地域特性を踏まえた資料収集に努めた。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東雲</td> <td colspan="2">ビジネス支援(東陽)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東大島</td> <td colspan="2">子育て支援(東雲) 健康、介護(東大島)</td> <td></td> </tr> </table> <p>(「令和3年度江東区立図書館サービス計画取組実績」)</p>	取組11		資料の充実	評価	取組概要				○図書館全体としての体系的な蔵書構成に留意しつつ、各館の地域性等を活かした特徴ある蔵書を目指します。			2	○計画的に除籍を行いながら、一般的資料から専門的な資料まで全分野にわたる資料の収集と需要の多い資料の複本数の確保との両立を図ります。			2	○公共図書館として「多様な資料を持ち続ける場」としての機能を果たします。			2	総括				【全体的な評価】 2.0				各地域館が一次選書をし、中央館が二次選書で確認や調整を行うことで、中央館が各館の選書傾向を把握するとともに、選書の偏りや漏れをなくした。				【主な取組実績】				江東	各地域館で一次選書、中央館で二次選書を行うことで、地域の実情に応じた特色ある選書とともに、全体の調整による幅広い資料収集に努めた。			東陽	地域特性を踏まえた資料収集に努めた。			東雲	ビジネス支援(東陽)			東大島	子育て支援(東雲) 健康、介護(東大島)			
取組11		資料の充実	評価																																																		
取組概要																																																					
○図書館全体としての体系的な蔵書構成に留意しつつ、各館の地域性等を活かした特徴ある蔵書を目指します。			2																																																		
○計画的に除籍を行いながら、一般的資料から専門的な資料まで全分野にわたる資料の収集と需要の多い資料の複本数の確保との両立を図ります。			2																																																		
○公共図書館として「多様な資料を持ち続ける場」としての機能を果たします。			2																																																		
総括																																																					
【全体的な評価】 2.0																																																					
各地域館が一次選書をし、中央館が二次選書で確認や調整を行うことで、中央館が各館の選書傾向を把握するとともに、選書の偏りや漏れをなくした。																																																					
【主な取組実績】																																																					
江東	各地域館で一次選書、中央館で二次選書を行うことで、地域の実情に応じた特色ある選書とともに、全体の調整による幅広い資料収集に努めた。																																																				
東陽	地域特性を踏まえた資料収集に努めた。																																																				
東雲	ビジネス支援(東陽)																																																				
東大島	子育て支援(東雲) 健康、介護(東大島)																																																				
<p>(※)【評価基準】</p> <table border="1"> <tr> <td>4</td> <td>優良</td> <td>サービス計画で求められる水準を超えて良好であり、かつ、○○の点で特に評価できる。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>良</td> <td>サービス計画で求められる水準を超えて良好である。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>適当</td> <td>サービス計画で求められる水準を満たしている。</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>課題あり</td> <td>サービス計画で求められる水準を満たしておらず、改善を要する。</td> </tr> </table> <p>(「令和3年度江東区立図書館サービス計画取組実績」)</p>	4	優良	サービス計画で求められる水準を超えて良好であり、かつ、○○の点で特に評価できる。	3	良	サービス計画で求められる水準を超えて良好である。	2	適当	サービス計画で求められる水準を満たしている。	1	課題あり	サービス計画で求められる水準を満たしておらず、改善を要する。																																									
4	優良	サービス計画で求められる水準を超えて良好であり、かつ、○○の点で特に評価できる。																																																			
3	良	サービス計画で求められる水準を超えて良好である。																																																			
2	適当	サービス計画で求められる水準を満たしている。																																																			
1	課題あり	サービス計画で求められる水準を満たしておらず、改善を要する。																																																			

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要																																																																
	<p>その他、ほとんどの取組に対して評価は「2 適当」になっているが、「サービス計画で求められる水準」や尺度が定量的に示されていないため、評価の根拠が曖昧になり、チェックの形骸化につながる懸念がある。</p> <table border="1" data-bbox="240 283 923 590"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>柱2</td> <td>生涯学習を支援する図書館</td> <td>2.1</td> </tr> <tr> <td>取組11</td> <td>資料の充実</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>取組12</td> <td>レファレンスサービスの充実</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>取組13</td> <td>オンラインデータベースの利用促進</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>取組14</td> <td>電子書籍サービス導入の検討</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>取組15</td> <td>ボランティアの活動の推進</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>取組16</td> <td>大学連携の充実</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>取組17</td> <td>多様な学習機会と本を通じた交流の形成</td> <td>2.7</td> </tr> <tr> <td>取組18</td> <td>展示の充実</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>重点項目</td> <td>情報発信の強化</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>取組24</td> <td>ホームページ等の充実</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>取組25</td> <td>ICTの活用</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>取組26</td> <td>多様な情報の提供</td> <td>2.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(「令和3年度図書館サービス計画取組実績」より抜粋)</p> <p>例えば「取組11 資料の充実」の具体的取組としてあげている「計画的に除籍を行いながら、一般的資料から専門的な資料まで全分野にわたる資料の収集と需要の多い資料の複本数の確保との両立を図ります。」という行動に対し、「区民一人当たり資料数を〇点にする」「予約を入れてから貸出ができるまでの利用者の待機期間を〇〇日以下にする」といった数値を達成目標に盛り込むことができれば、評価作業は容易になり、かつ客観性を確保することができる。「取組」を適切に評価するためには、できる限り定量的な指標を設定することが望ましい。</p>			評価	柱2	生涯学習を支援する図書館	2.1	取組11	資料の充実	2.0	取組12	レファレンスサービスの充実	2.0	取組13	オンラインデータベースの利用促進	2.0	取組14	電子書籍サービス導入の検討	2.0	取組15	ボランティアの活動の推進	2.0	取組16	大学連携の充実	2.0	取組17	多様な学習機会と本を通じた交流の形成	2.7	取組18	展示の充実	2.0	重点項目	情報発信の強化	2.0	取組24	ホームページ等の充実	2.0	取組25	ICTの活用	2.0	取組26	多様な情報の提供	2.0	<p style="text-align: right;">【江東図書館】</p>																						
		評価																																																																
柱2	生涯学習を支援する図書館	2.1																																																																
取組11	資料の充実	2.0																																																																
取組12	レファレンスサービスの充実	2.0																																																																
取組13	オンラインデータベースの利用促進	2.0																																																																
取組14	電子書籍サービス導入の検討	2.0																																																																
取組15	ボランティアの活動の推進	2.0																																																																
取組16	大学連携の充実	2.0																																																																
取組17	多様な学習機会と本を通じた交流の形成	2.7																																																																
取組18	展示の充実	2.0																																																																
重点項目	情報発信の強化	2.0																																																																
取組24	ホームページ等の充実	2.0																																																																
取組25	ICTの活用	2.0																																																																
取組26	多様な情報の提供	2.0																																																																
意見42	<p><b>〇レファレンスサービスの利用分析及び周知について (P102)</b></p> <p>図書館は、「柱2 生涯学習を支援する図書館」の中の「取組12 レファレンスサービスの充実」取組概要として以下をあげている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>レファレンスサービスの認知度を高めるとともに、メール等を活用したサービスの検討など利用しやすい環境整備に取り組みます。</li> <li>職員のレファレンス対応力の向上を図るとともに、レファレンス事例の蓄積・共有化や、関係機関との連携によるレファレンスなど、区民の課題解決に役立つ情報提供機能を強化します。</li> </ul> </div> <p>各館のレファレンスサービスの利用件数は以下の通りであり、年度や館によってかなりばらつきがあるが、図書館としてその原因の分析等は実施していなかった。</p> <table border="1" data-bbox="249 1186 750 1690"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>江東</td><td>2,165</td><td>1,983</td><td>1,864</td></tr> <tr><td>深川</td><td>1,038</td><td>808</td><td>—</td></tr> <tr><td>白河</td><td>1,197</td><td>1,204</td><td>—</td></tr> <tr><td>東陽</td><td>4,032</td><td>1,923</td><td>4,013</td></tr> <tr><td>豊洲</td><td>1,023</td><td>2,455</td><td>1,479</td></tr> <tr><td>枝川 SC</td><td>898</td><td>886</td><td>702</td></tr> <tr><td>東雲</td><td>2,575</td><td>1,285</td><td>1,540</td></tr> <tr><td>古石場</td><td>663</td><td>741</td><td>1,704</td></tr> <tr><td>城東</td><td>263</td><td>305</td><td>93</td></tr> <tr><td>亀戸</td><td>982</td><td>512</td><td>697</td></tr> <tr><td>砂町</td><td>707</td><td>739</td><td>549</td></tr> <tr><td>東大島</td><td>3,791</td><td>1,096</td><td>947</td></tr> <tr><td>こどもプラザ</td><td>—</td><td>—</td><td>1,407</td></tr> <tr><td>Web</td><td>—</td><td>—</td><td>2</td></tr> <tr><td>合計</td><td>19,334</td><td>13,937</td><td>14,997</td></tr> </tbody> </table> <p>(区提供資料)</p> <p>近年は各種データベースの導入やOPAC（オンライン蔵書目録検索システム）の提供等により、利用者自身が文献検索を行う環境が整ってきており、レファレンスサービスの利用件数をもってレファレンスサービスの充実の指数とすることは必ずしも適切ではない。しかし年度ごとに各図書館の数値の原因分析をすることで、サービスのあり方や改善に有用なヒントが得られることが期待できるため、タイムリーな分析を実施することが望ましい。また、令和4年2月に開始されたWebレファレンスの利用が、令和4年3月末までの2か月で2件のみであったということは、利用者に対するレファレンスサービスの周知が課題であることを示唆していると考えられる。</p>		令和2年度	令和3年度	令和4年度	江東	2,165	1,983	1,864	深川	1,038	808	—	白河	1,197	1,204	—	東陽	4,032	1,923	4,013	豊洲	1,023	2,455	1,479	枝川 SC	898	886	702	東雲	2,575	1,285	1,540	古石場	663	741	1,704	城東	263	305	93	亀戸	982	512	697	砂町	707	739	549	東大島	3,791	1,096	947	こどもプラザ	—	—	1,407	Web	—	—	2	合計	19,334	13,937	14,997	<p>レファレンスについては簡単に答えられるような軽微なものから、回答に時間を要するものまで内容によって様々である。どこからをレファレンスとするかは各館の考えによって一部異なるところもあり、数値のバラつきが生じているものと考えられるため、今後、考え方を統一するとともに、必要に応じて分析していく。</p> <p>Webレファレンスの広報については、引き続き館内掲示やホームページ等で周知していくとともに、広報誌なども活用して実施していく。</p> <p style="text-align: right;">【江東図書館】</p>
	令和2年度	令和3年度	令和4年度																																																															
江東	2,165	1,983	1,864																																																															
深川	1,038	808	—																																																															
白河	1,197	1,204	—																																																															
東陽	4,032	1,923	4,013																																																															
豊洲	1,023	2,455	1,479																																																															
枝川 SC	898	886	702																																																															
東雲	2,575	1,285	1,540																																																															
古石場	663	741	1,704																																																															
城東	263	305	93																																																															
亀戸	982	512	697																																																															
砂町	707	739	549																																																															
東大島	3,791	1,096	947																																																															
こどもプラザ	—	—	1,407																																																															
Web	—	—	2																																																															
合計	19,334	13,937	14,997																																																															

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
意見43	<p><b>〇SNSの積極的な活用について（P103）</b>                      図書館は、3つの柱を支える重点項目「情報発信の強化」を掲げており、その一環として区立図書館11館及び図書サービスコーナー1拠点がそれぞれX(旧Twitter)アカウントを有し、タイムリーな情報提供に努めている。図書館の公式Xは誤情報の発信を防止するためにアカウント適用者や掲載内容を定める「江東区立図書館ツイッター運用要領」（以下「ツイッター運用要領」）に従って運用している。                      令和5年9月末現在、各図書館がフォローするアカウントは、11館ある区立図書館及び「江東区」、「江東区防災関連情報」の13アカウントであり、各図書館のフォロワー数は約50～480である。                      「ツイッター運用要領」第7条で「区立図書館ツイッターでは情報発信のみを行うものとし、他アカウントのフォロー、リプライ及びリツイートは原則行わないものとする。ただし、政府機関、東京都・地方公共団体等の発信する公共性の高いツイートであり、かつ、江東図書館長が必要と定めるものはこの限りではない。」とあり、誤情報や不適切なポストを発信するリスクを極力、回避している点は公共の施設として適切と認められる。                      一方で、重点施策である「情報発信の強化」のために、公共施設のアカウントとしての適切性を保ちながら、よりアクティブな運用を工夫できる余地はまだあると考えられる。例えば江東区で管理するX（旧Twitter）アカウント（図書館を含め令和5年9月末現在、38の公式アカウントがある）や江東区の外郭団体が運営する公共性高い文化施設やスポーツ施設との相互フォローや、お互いのイベントのリポストなど、生涯学習事業に関連する他の施設と連携することで、これまで図書館を利用しなかった層へ図書館サービスを知ってもらう効果が期待できる。</p>	<p>文化施設との連携による情報発信は今後の図書館の在り方としても重要と考える。文化センターとの複合施設となっている図書館においては、イベントの情報共有をはじめ事業面で連携を始めているところである。SNSの活用も含め、お互いに相乗効果が生まれるような方法を模索し、引き続き公共性の高い団体・施設と連携していく。</p> <p style="text-align: right;">【江東図書館】</p>
意見44	<p><b>〇非利用者に対するアンケートの実施について（P104）</b>                      図書館は、利用者の利用状況や意見を把握し、図書館運営に活かすために、毎年各館で利用者アンケートを実施している。令和4年度の利用者アンケートの結果によると、約8割の利用者が、図書館サービスに満足している（「満足」と「おおむね満足」）と回答しており、図書館のサービス向上のための種々の取組が利用者から一定の評価を得ていることがうかがえる。また、Webレファレンスや電子図書館サービスが導入されたことを受け、令和5年10月に図書館ホームページでWebアンケートを実施し非来館者の利用状況や意見も把握するよう努めている。                      しかしアンケートは、紙の場合は利用者が館内に備置されたアンケート用紙に回答し、回収箱へ投函する形式で実施されているため、アンケート回答者は来館者かつ自主的にアンケートに回答した利用者で構成されている。また、Webアンケートの回答者も、図書館のホームページを訪問し自らアンケートに答えた利用者であるため、アンケート回答者は、ある程度は図書館に満足していて継続的に利用をしている人であり、そもそも図書館サービスに好意的な意見を持つ利用者である可能性が高い。                      さらに図書館の非利用者の意見を分析し、潜在的な利用者のニーズを把握するためには住民アンケートが有用である。必要に応じて区との調整を検討されたい。</p>	<p>隔年で実施している「江東区政世論調査」において、調査内容として「図書館」が対象となっており、図書館利用者以外の非利用者からのアンケートは既に実施していることから、引き続き、区民ニーズを適切に把握できるよう実施していく。</p> <p style="text-align: right;">【江東図書館】</p>
意見45	<p><b>〇館内の防犯対策について（P104）</b>                      区内の複数の図書館で、女子手洗いへの不審者侵入が報告されている。図書館では、警察署から受けたアドバイスを区立図書館館長会等の会議体で共有し、各館で対応を実施しているが、監査人が深川図書館を往査時、盗撮等の被害に関して質問をしたところ、深川図書館では令和3年から4年にかけて実施した大規模改修後、そのような事案は発生していないとの回答であった。理由として、深川図書館の至近距離に清澄庭園前交番があること、職員が常駐するカウンターと手洗いの出入口が近いこと、施設リニューアルにより最新の多機能トイレ設備が設置され、人が近づくとセンサーが反応し音声アナウンスが流れることが、副次的に不審者に対する牽制にもつながっているのではないかとの見解であった。                      館の立地や設備等を大きく変えることは困難であるが、手洗い出入口付近に簡易的な人感センサーを設置し音声アナウンスを流すなど、他館においても利用者が安心して図書館を利用できるよう、工夫できることはあると思われる。</p>	<p>今後とも各館の防犯対策としてのカメラ設置の必要性等を精査するほか、大規模改修にあわせた効果的な対策についても検討していく。また、引き続き、警察署や関係各機関と連携し、利用者が安心して図書館を利用できる取り組みを行う。</p> <p style="text-align: right;">【江東図書館】</p>

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
意見46	<p><b>○委託先事業者の状況等のモニタリングについて (P108)</b>                      窓口業務を受託しているシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社は、令和3年6月に受託先拠点の個人情報等を含む書類を紛失したとして、親会社であるシダックス株式会社が令和3年6月5日付で「受託先拠点における個人情報等の漏えいの可能性について」とするプレスリリースを発行しているが、当該リリースを図書館として認識していた記録は認められなかった。本件は、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社が受託運営している放課後児童クラブの従業員が個人情報等を含む書類を持ち出し、盗難されたことによる個人情報等の漏えいの可能性を知らせるものであり、法人全体として個人情報管理に対するさらなる教育や厳格な対策を講じ、情報の保護管理を徹底するとしている。図書館窓口業務以外の業務かつ他の地方自治体に係るものではあるが、個人情報紛失の再発防止の取り組みや、図書館窓口に従事する従業員が教育研修の対象となったか等、委託者として把握することが望ましい。</p> <p>区は、指定管理者に対しては、年間を通じた指定管理者に対する適切な管理監督のほか、指定管理者からの事業計画書、事業報告書の提出を通じ、指定管理者による公の施設の適正な管理の確保を図るために、事業者の状況をモニタリングする手続きを定めているが、窓口業務委託契約の場合には特にそのような手続きは明記されていない。しかし、事業者の財政状態及び経営成績に影響を与える事象、または重大な事故等が発生した場合には、委託業務への影響の有無等を評価するため、事業者に対する報告義務を契約書等に明記する他、委託先事業者が上場企業の場合、重要事項は会社HP等でも公表されるため、定期的に重大な事故等がないかといった確認手続きなども検討されたい。</p>	<p>窓口業務委託事業者の状況については、仕様書に基づく年間業務計画書や業務日誌等の各種報告において、細かな事故やトラブル等も含め、随時把握している。今後、窓口業務委託事業者に対し、受託している他自治体等での重大な事故等については、情報提供を求めるとともに、区でも事業者との定例会等を通じ状況把握に努めていく。</p>
意見47	<p><b>○リース機器等の定期的な棚卸の必要性について (P109)</b>                      図書館システム（ELCIELO）の関連機器一式の賃貸借契約はリース契約に該当するが、リースした機器の棚卸を定期的に行っているか確認したところ、定期的には実施していないが、機器に故障が発生した場合、また設置場所変更の必要があり、該当する図書館へ現場確認を行う際にリースした機器の設置確認を行っているとの回答を得た。</p> <p>区では、毎年各部署が公有財産の現況を確認した上で、財産の異動等の情報取得と台帳へ入力する手続きを実施しているが、リース契約により使用している資産については、以下のすべての項目にあてはまるものが財産調査の対象となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① リース期間満了後、所有権が本区に移転されるもの</li> <li>② リース期間が1か年を超えるもの</li> <li>③ リース料総額が300万円を超えるもの</li> </ul> <p>図書館システム賃貸借契約はリース期間満了後に対象物を事業者に返還するものであるため、上記の基準に照らすと特に資産状況等を把握する必要がなく、リース物件台帳などの整備も求められていない。従って、図書館がリース物件について定期的な棚卸を実施していないことが、区が定める手続等に違反しているわけではない。</p> <p>しかしながらIT資産の現況を定期的に把握することで、ハード・ソフトウェアの数や利用状況を可視化し、未稼働のパソコンやソフトウェアで無駄な保守・運用コスト、余剰ライセンスの発生を回避する効果が期待できる。また、システムの更改時期等を検討する場合にもリース物件台帳は有用と考えられるため、リース機器等の台帳整備及び定期的な棚卸の実施が望ましい。</p>	<p>毎年度末等、定期的にリース機器の台数や状況、状態を確認し、台帳整理を行っていく。</p>
意見48	<p><b>○郵券等の受払簿について (P111)</b>                      区が定期的に行う事務監査において、深川図書館は物品受払簿（ゴミ処理券）及び郵券受払簿の誤記入を指摘されている。各種受払簿は表計算ソフト（エクセル）で作成しており、誤って式を破損してしまった場合等に作成者、チェック者が気づかず、ミスがそのまま残ってしまうケースが多いとのことであった。</p> <p>入力セルだけではなく、エクセルの計算式や参照セルについても作成者及びチェック者の注意に依拠するだけでなく、式の入っているセルを保護して変更ができないようにスプレッドシートを工夫するなどの対策も考えられる。</p>	<p>物品受払簿（ゴミ処理券）の受払簿の記入では、表計算ソフト（エクセル）の計算式が間違っていたことに気がつかなかった。また、郵券受払簿の記入では、残数を誤って入力していた。</p> <p>現在、受払簿への入力時には、計算式が間違っていないか、現物の数と合っているかを必ず確認し、複数人でも定期的に行っている。</p>
意見49	<p><b>○議事録作成の必要性について (P111)</b>                      深川図書館では、月1回、「深川大新東定例会」として深川図書館次長、担当者及び窓口業務委託事業者であるシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社の担当者を交えて、定例会を開催している。会議では主に他の会議の報告、事業者からの問い合わせに対する回答、令和4年度については臨時窓口の状況、深川図書館改修工事と工事後の再開についてなどがアジェンダになっているとのことであるが、令和5年8月以前の定例会の議事録が作成、保管されていなかったため、内容について確認することはできなかった。</p> <p>令和5年9月の定例会からは議事録を作成することにしたと回答を得ているが、会議の報告事項や協議事項を参加者及び関係者と共有し業務に活かしていくためにも、議事録の作成を継続されたい。</p>	<p>月1回の定例会を開催しているが、令和5年8月以前は議事録を作成していなかった。令和5年9月より作成しており、今後も継続していく。</p>

【江東図書館】

【江東図書館】

【江東図書館】

【江東図書館】